

会 議 録 目 次

令和4年第9回海田町議会定例会（第1日目）

令和4年12月1日（木）午前9時00分 開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第2	会期の決定について……………	5
日程第3	選挙管理委員及び同補充員の選挙について……………	5
日程第4	諸般の報告	
	①議会報告……………	7
	②行政報告……………	9
日程第5	同意第3号 監査委員の選任の同意について……………	13
日程第6	同意第4号 教育委員会委員の任命の同意について……………	14
日程第7	一般質問	
	○佐中十九昭議員……………	15
	○多田雄一議員……………	28
	○下岡憲国議員……………	37
	○兼山益大議員……………	53
	○大高下光信議員……………	65
	○小田久美子議員……………	68
	○久留島元生議員……………	74
	○大江康子議員……………	78
	(延 会)……………	86

令和4年第9回海田町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 令和4年12月1日(木)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 12月1日(木)9時00分宣告(第1日)

4. 応招議員(16名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	富永やよい	6番	大高下光信
7番	兼山益大	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不応招議員
なし

6. 出席議員(16名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	富永やよい	6番	大高下光信
7番	兼山益大	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 西 田 祐 三
副 町 長 今 岡 寛 之
教 育 長 佐々木 智 彦
企 画 部 長 鶴 岡 靖 三
総 務 部 長 丹 羽 勤
福 祉 保 健 部 長 森 川 雅 枝
建 設 部 長 久保田 誠 司
教 育 次 長 森 山 真 文
下 水 道 担 当 参 事 龍 岩 広 幸
建 設 部 次 長 門 前 誠 司
企 画 課 長 藤 原 靖
魅力づくり推進課長 脇 本 健二郎
財 政 課 長 吉 本 真 人
総 務 課 長 中 村 修 介
防 災 課 長 宮 垣 将 司
デジタル推進課長 下 野 武 士
町 民 生 活 課 長 水 川 綾 子
社 会 福 祉 課 長 杉 本 幸 穂
こ だ も 課 長 新 藤 正 敏
長 寿 保 険 課 長 岩 本 宏 美
保 健 セ ン タ ー 所 長 森 原 知 美
建 設 課 長 早 稲 田 誠
上 下 水 道 課 長 木 村 生 栄
生 涯 学 習 課 長 中 下 義 博
学 校 教 育 課 教 育 指 導 監 小 村 孝 広
新 庁 舎 整 備 室 長 山 田 長 秀

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 倉 本 勇 登 |
| 主 査         | 戸 成 正 考 |
| 主 任         | 辻 千奈美   |

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 日程第 4 諸般の報告
 - ①議会報告
 - ②行政報告
- 日程第 5 同意第 3 号 監査委員の選任の同意について
- 日程第 6 同意第 4 号 教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第 7 一 般 質 問
- 日程第 8 第46号議案 財産の取得について（新庁舎スチール家具類・その他一式）
- 日程第 9 第47号議案 財産の取得について（新庁舎製作家具・木製家具一式修繕）
- 日程第10 第48号議案 財産の取得について（会議用タブレット端末）
- 日程第11 第49号議案 広島県市町総合事務組合同規約の変更について
- 日程第12 第50号議案 広島県と安芸郡海田町との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更について
- 日程第13 第51号議案 海田町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第14 第52号議案 海田町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第15 第53号議案 海田町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 第54号議案 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 第55号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第18 第56号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

日程第19 第57号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 第58号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21 第59号議案 海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22 第60号議案 海田町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第23 第61号議案 海田町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24 第62号議案 令和4年度海田町一般会計補正予算（第5号）

日程第25 第63号議案 令和4年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第26 第64号議案 令和4年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第27 第65号議案 令和4年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第28 第66号議案 令和4年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、令和4年第9回海田町議会定例会を開会いたします。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日は、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。

直ちに、本日の会議を開きます。さて、世界的な資源価格や原材料価格は依然として高止まりをしており、また、円安トレンドも継続している中、光熱水費や食料品をはじめとした日常生活に密着した幅広い品目で値上がりが続いております。この値上がり傾向はしばらく続くものと見込まれます。また、年末年始を迎えるに当たり、人の動きが活発になることが予想され、新型コロナウイルス感染症の第8波とインフルエンザとの同時流行も懸念されます。町民生活にとって大変厳しい状況が続きますが、執行部におかれましては、引き続き国や県の動向を注視し、適時適切な施策の執行をお願いしたいと思います。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）皆様、改めまして、おはようございます。本日、令和4年第9回海田町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、これまで町に多大な貢献をいただいております織田幹雄さんの御子息の織田和雄さんが先日他界されました。心から御冥福をお祈りいたします。

本定例会には、同意2件、財産の取得3件、規約の変更2件、条例制定2件、条例改正等9件、補正予算5件を提出しております。議員の皆様におかれましては、十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りたいと思います。以上、本定例会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（桑原）本日の議事日程はあらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第28に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、12番、多田議員、13番、崎本議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月6日までの6日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月6日までの6日間といたします。

この際、議長よりお願いを申し上げます。議員の皆様におかれましては、質問質疑に当たって、地方自治法及び会議規則の品位の保持、品位の尊重の規定に十分留意の上、発言をしてください。執行部におかれましては、質問質疑の内容を十分に理解の上、的確で分かりやすい答弁をしていただきたいと思います。なお、挙手の際には職名を名乗っていただきますよう、お願いを申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、これに御

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることを決定いたしました。指名の方法は議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(桑原) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。選挙管理委員には、上長仁さん、好村光雄さん、寺崎雅浩さん、三宅みゆきさん、以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました方々を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(桑原) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました上長仁さん、好村光雄さん、寺崎雅浩さん、三宅みゆきさん、以上の方々が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員補充員には、江田幾代さん、松野由美さん、百本政喜さん、松岡茂子さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました方々を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(桑原) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました江田幾代さん、松野由美さん、百本政喜さん、松岡茂子さん、以上の方々が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(桑原) 異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、第1順位、江田幾代さん、第2順位、松野由美さん、第3順位、百本政喜さん、第4順位、松岡茂子さんと決定いたしました。

本件につきましては、当選の告知が必要でございますので、会議規則第31条第2項の

規定による当選の告知は文書により行います。御了承願います。以上で、選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを終わります。ただいまの選挙管理委員及び同補充員に当選された方々の名簿をただいまからお配りいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付しております9月定例会以降の主なものについて報告をさせていただきます。

まず、9月27日、安倍晋三元首相の国葬儀が、また、10月18日と19日には中国地区町村議会議長会会長会議等が行われ、広島県町議会議長会の会長として私が出席をいたしました。

次に、11月4日に広島県後期高齢者広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の議員でございます下岡議員から議会の概略について報告を求めることといたします。下岡議員。

○9番（下岡） 広島県後期高齢者医療広域連合議会報告。令和4年11月4日に、令和4年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の私から議会の概略について御報告いたします。

定例会においては、人事案件2件、承認案件1件、決算案件1件、条例案件1件、予算案件2件が提案されました。まず、人事案件として、議案第7号、監査委員の選任につきましては、呉市議会議員の中原明夫氏が、議案第8号、副広域連合長の選任につきましては、大竹市長の入山欣郎氏が全会一致で選任されました。次に、承認案件として、医療機関等への窓口負担割合変更の周知用ポスター等の送付に必要な経費に関する補正予算の計上に伴う議案第9号、専決処分の承認について、令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第1号が賛成多数で承認されました。次に、決算案件として、議案第10号、令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定につきましては、一般会計歳入総額14億6,450万99円、歳出総額13億1,061万1,368円、歳入歳出差引総額1億5,388万8,731円とし、また、特別会計歳入総額4,340億3,902万4,954円、歳出総額4,246億3,001万5,576円、歳入歳出差引総額94億900万9,378円とし、それぞれ賛成多数で認定されました。次に、条例案件として、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う議案第11号、広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてが

全会一致で可決されました。続いて、予算案件として、令和3年度の決算剰余金を繰越金として歳入予算に計上し、その決算剰余金を財源として、財政調整基金積立金及び調整交付金返還金を歳出予算に計上することに伴う議案第12号、令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号、令和3年度国庫負担金市町負担金等の精算に伴う追加納付額又は返還金等をそれぞれ歳入歳出予算に計上すること等に伴う議案第13号、令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号が全会一致で可決されました。なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、御覧いただきたいと思ひます。以上で、令和4年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

○議長（桑原）次に、11月9日に、第65回町村議会議長全国大会が開催され、私が出席をいたしました。

次に、翌日の11月10日に、広島県選出の国会議員及び関係省庁に対し、2級河川尾崎川水系河川整備計画に沿った排水機整備の推進に強く要望してまいりました。

続いて、11月11日に、広島県市町総合事務組合議会定例会が開催されましたので、組合議会議員である私から議会の概略について御報告を申し上げたいと思ひます。それでは、令和4年11月11日に開催されました令和4年第2回広島県市町総合事務組合議会定例会について御報告を申し上げます。今定例会におきましては、専決処分の承認1件、条例改正2件、決算認定1件が提出されました。初めに、決算処分の承認ですが、広島県市町の消防団員等公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について報告され、全会一致で承認されました。次に、条例改正ですが、広島県市町総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例が提出されました。いずれも全会一致で可決されました。次に、決算認定でございますが、令和3年度広島県市町総合事務組合一般会計歳入歳出の決算について、歳入総額47億4,787万2,208円、歳出総額44億5,981万1,010円、差引総額2億8,806万1,198円の決算が全会一致で認定されました。なお、関係資料は議会事務局に保管をしておりますので、御覧いただきたいと思ひます。以上で、令和4年第2回広島県市町総合事務組合議会定例会についての報告を終わりたいと思ひます。

続きまして、9月21日から22日まで、議会広報広聴調査特別委員会が所管事務県外調査を実施され、報告書が提出されましたので御参照いただきたいと思ひます。また、9月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付をしておりますので、併

せて御参照ください。以上で議会報告を終わります。

続きまして、行政報告について、町長より申出がございますのでこれを許します。町長。

○町長(西田) それでは、9月の定例議会後の行政執行の状況について御報告いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、県と連携して情報収集を行い、町民に対して広報かいた、ホームページ、SNSや町内放送等で情報提供や注意喚起を行いました。また、ワクチン接種につきましては、9月下旬から順次、オミクロン株対応ワクチン接種を開始いたしました。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援につきましては、中小企業事業者等が融資を受けるためのセーフティネット保証関連の申請は、11月30日現在、延べ467件となっております。

次に、海田町事業継続応援金第3弾の給付事業につきましては、9月30日に受付を終了し、最終的に335件の事業者に給付を行いました。

次に、海田町感染拡大防止・生活応援クーポン第4弾につきましては、12月1日からのクーポン利用に合わせ、11月18日に町民の皆様にはクーポン券を発送いたしました。クーポン券の取扱店は11月30日現在で123件の登録をいただいております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、総合支援資金の貸付け等を利用してもなお、生活に困窮する世帯の自立を支援するための生活困窮者自立支援金につきましては、11月30日現在で延べ49世帯に支給しております。

次に、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしの支援を行うための住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、11月30日現在で2,544世帯に支給しております。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金につきましては、11月30日現在で846世帯に支給しております。

次に、新庁舎整備につきましては、11月30日現在で、3階までの鉄骨工事を終えており、4階部分の工事を進めております。なお、本定例会には、新庁舎で使用する備品の契約認定に係る議案2件を提案しております。

次に、台風時期の状況につきましては、9月18日から19日にかけて、台風第14号が広島県に最接近し、土砂災害及び浸水害の危険が高まり、警戒レベル4、避難指示を発令し、新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所を開設しました。この間、町内の広

い範囲で道路冠水や倒木が発生しましたが、現在は復旧をしております。

次に、災害支援協定の締結については、11月18日に福山通運株式会社と災害時における物資輸送等の協力に関する協定を締結しました。

次に、防災教育につきましては、10月5日に海田西小学校4年生、10月8日に稲荷町自治会、10月25日に株式会社ユーアンドアイ、11月12日にはあさひ自治会を対象に、防災講話及び広島マイ・タイムラインの作成等を実施しました。

次に、防災リーダー育成事業につきましては、9月22日、10月15日、11月18日に織田幹雄スクエアにおいて、自主防災リーダー育成講座を開催し、新たに8名の自主防災リーダーを認定し、地域防災活動の指導・推進を行う人材育成に取り組みました。

次に、公共施設等無線LAN環境整備につきましては、避難所における通信や情報収集の確保、通常時においては施設利用者の利便性の向上を図るため、10月11日から供用を開始しました。

次に、国及び広島県に対する要望活動につきましては、9月29日に広島県西部建設事務所長を訪問し、瀬野川高潮対策事業、尾崎川排水機の早期整備及び瀬野川土砂浚せつの早期実施について直接要望をいたしました。

また、10月19日には中国地方道路整備促進決起大会に出席し、中国5県選出国會議員、国土交通省及び財務省を訪ね、中国地方の道路整備の計画的かつ着実な推進について要望いたしました。

続いて、10月27日には、経済と暮らしを支える魅力づくり全国大会に出席し、広島県選出をはじめとした国會議員を訪ね、広島県港湾の整備促進について要望いたしました。

続いて、11月2日に、国道2号・54号関係期成同盟会の活動として、国道2号東広島・安芸バイパス及び広島南道路の整備促進について、国土交通省及び財務省に対し要望いたしました。

続いて、同日、都市基盤整備事業推進大会に出席し、国土交通大臣及び財務大臣に対し、都市基盤施設の整備促進に関する特別要望を行いました。

また、同日、県の秋期独自要望活動に参加し、都市計画道路畝曾田線の整備推進及び広島市東部地区連続立体交差事業の整備促進について、国土交通省及び財務省に対して要望をいたしました。

更に、11月9日には、安全・安心の道づくりを求める全国大会に出席し、国土交通省道路局長、財務省主計局長及び広島県選出をはじめとした国會議員を訪れ、広島県内の

道路整備推進について要望をしました。

また、11月15日に全国治水砂防促進大会、11月16日に治水事業促進全国大会、11月17日に災害復旧促進全国大会に出席し、国土交通省官房審議官、財務省主計官及び広島県選出をはじめとした国会議員を訪ね、主要建設事業の推進及び促進について要望をいたしました。

また、11月17日に県の連続立体交差事業要望活動に参加し、当該事業の整備促進と併せて、畝曾田線の整備推進について、国土交通省に対し要望をしました。

次に、主要工事の進捗状況につきましては、10月31日に西ノ谷川支川改修工事が完了しました。また、11月11日に西ノ谷川支川沿いの町道137号線の張り出し車道の撤去工事が、11月28日には西ノ谷川支川改修工事に伴う仮設道設置工事が完了しました。これにより広島県が施工する災害復旧工事及び砂防えん堤工事の着手までに本町の施工する災害復旧関連工事を完了することができました。

次に、10月23日に織田幹雄氏ヘリテージプラーク受賞記念事業を実施しました。式典の後に行われた為末大氏の講演会には、関係者を含めた145名の参加がございました。

次に、10月1日に、広島市安芸区と合同で、第10回瀬野川健康ウォーキングを開催しました。当日は181名が参加し、瀬野川の自然を満喫しながらウォーキングを行い、ゴール地点では健康相談やスポーツ体験等を通じて健康増進を図りました。

次に、コロナ禍により2年連続で中止となった広島市安芸区との連携事業、西国街道を歩こうを3年ぶりに開催し、10月30日に船越編を、11月27日に海田編を行いました。当日は晴天に恵まれ、多くの参加者の方が西国街道の魅力に触れることができました。3回目の中野編は来年1月15日に行います。

また、安芸区との連携事業の西国街道デザインマンホール設置工事につきましては、本年度分の3か所について11月中旬に設置を完了しました。引き続き、安芸区と連携し、西国街道の魅力を発信してまいります。

次に、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機からの各種証明を取得できるコンビニ交付サービスにつきましては、10月3日から新たに個人町県民税課税証明書と所得証明書の2種類が取得可能となりました。

次に、全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、ひとりの人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成を目指して、10月1日からパートナーシップ宣誓制度を開始しました。

次に、敬老の日のお祝いにつきましては、9月19日の敬老の日に合わせ、長寿を祝福し、敬老の意を表するため、77歳、88歳及び100歳以上の412名の方に対し、敬老祝金を、75歳から95歳のうち1,040名の方に対しては敬老祝品をお贈りさせていただきました。なお、令和4年度に100歳を迎えられた7名の方には、内閣総理大臣から祝状及び銀杯が贈られました。

次に、読売新聞社主催第72回全国小・中学校作文コンクール広島県審査において、海田中学校第2学年生徒の作品が最優秀賞に選ばれ、紙面で作品が紹介されました。

次に、中国新聞社主催第22回みんなの新聞コンクールにおいて、海田西小学校が学校全体で応募するなど取組の定着が認められ、学校賞を受賞いたしました。

次に、9月17日及び18日に、織田幹雄スクエアにおいて、一般社団法人海田町文化スポーツ協会との共催で、海田町文化祭イン織田幹雄スクエアを開催し、2日間で約730名の入場がありました。

次に、10月22日から織田幹雄記念館において、織田幹雄さんが世界新記録を達成した際に着用していたスパイクを中心に、トップアスリートが着用したシューズなどを展示した企画展、記録と歩んだシューズ展を12月11日まで開催しております。併せて、スクエアギャラリーにおいて、織田家から寄贈を受けた秘蔵写真を展示した寄贈記念写真展を開催いたしております。

次に、10月27日に33回目となるクラシックコンサートインカイタを織田幹雄スクエアのホールで開催し、約120名の御来場をいただきました。

次に、11月11日から14日までと11月23日から12月4日まで、紅葉が見頃の旧千葉家住宅において、秋の特別公開を行っております。主屋活動室での広島藩ゆかりの美術展の資料展示や角屋和室などで各種イベントを行い、多くの方々に御来場をいただいております。以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについて御報告をさせていただきます。

失礼いたしました。要望活動の中の、続いて、10月27日に経済と暮らしを支える港づくり全国大会、魅力づくりと言いましたが、港づくり全国大会と訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）以上で行政報告を終わります。これにて、諸般の報告全てを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第5、同意第3号、監査委員の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 同意第3号、監査委員の選任の同意について。監査委員であります永海房雄さんの任期が令和4年12月31日をもって満了となることに伴い、監査委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、引き続き、永海房雄さんでございます。詳細につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原） 総務課長。

○総務課長（中村） 同意第3号、監査委員の選任の同意について御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。監査委員の永海房雄さんの任期が令和4年12月31日をもって満了となることに伴い、引き続き、永海房雄さんを監査委員としてお願いするものでございます。監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者を議会の同意を得て町長が選任するもので、任期は4年でございます。

それでは、永海房雄さんの経歴について御説明いたします。住所、生年月日は議案書に記載のとおりで、現在71歳でございます。職歴でございますが、昭和48年4月に海田町に採用され、平成3年7月、建設部都市計画課主幹、平成4年10月、都市部都市計画課駅前整備室長、平成12年10月、建設部海田市駅南口区画整理事務所長、平成14年4月、企画部企画課長、平成16年4月、総務部税務課長、平成18年4月、企画部長、平成21年4月、会計管理者を歴任され、平成23年3月に海田町を定年退職しておられます。また、平成31年1月から海田町監査委員に就任しておられます。監査委員としての実績、海田町職員として多方面にわたり要職に就かれ、特に企画部長、会計管理者として、財務事務、予算事務、契約事務、会計事務などに精通しておられる実績等を踏まえ適任と判断し、選任の同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより同意第3号について採決を行います。お諮りいたします。同意第3号についてはこれに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、同意第3号についてはこれに同意することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第6、同意第4号、教育委員会委員の任命の同意についてを議題いたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 同意第4号、教育委員会委員の任命の同意について。教育委員会委員であります佐々木正子さんの任期が令和5年3月6日をもって満了となることに伴い、教育委員会委員の任命の同意をお願いするものでございます。同意をお願いするものの氏名は竹岡美佳さんでございます。詳細につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長(桑原) 総務課長。

○総務課長(中村) 同意第4号、教育委員会委員の任命の同意について御説明いたします。

議案書の2ページをお開きください。現教育委員会委員の佐々木正子さんの任期が令和5年3月6日をもって満了となることに伴いまして、新たに竹岡美佳さんを教育委員会委員としてお願いするものでございます。教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育・学術及び文化に関して識見を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て任命する者で、任期は4年でございます。教育委員会委員の職務の内容でございますが、地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の職務権限等について管理し、執行するものでございます。

それでは、竹岡美佳さんの経歴等について御説明いたします。住所、生年月日は議案書に記載のとおりで、現在47歳でございます。職歴でございますが、平成9年4月に東広島市立西条小学校の学校事務職員として採用され、平成12年4月から広島県呉・賀茂教育事務所、平成18年4月から広島県立安芸南高等学校学校事務職員、平成22年4月から呉市立本通小学校学校事務職員、平成25年4月から広島県教育委員会事務局管理部教職員課職員給与室、平成30年4月から広島県教育委員会事務局教育部義務教育指導課に勤務され、令和2年3月に退職しておられます。なお、現在は、白島中央クリニックに

勤務され、心理相談等の業務に携わっておられます。学校事務職員としての経験や広島県教育委員会事務局において教育行政に携わってこられた御経験、また、現に生徒の保護者でいらっしゃるなど踏まえ、適任と判断し、教育委員会委員として任命の同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより同意第4号について採決を行います。お諮りいたします。同意第4号については、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、同意第4号についてはこれに同意することに決定いたします。

暫時休憩いたします。再開は10時。

~~~~~○~~~~~

午前 9時44分 休憩

午前10時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第7、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。介護・介助と全世代型社会保障についてお尋ねをいたします。国は、全世代型社会保障で制度改悪を進める一方で、介護負担の是正を挙げております。介護保険サービスの利用者負担増です。原則は1割負担ですが、政府は度々重なる改悪で、これをなし崩しにし、一定所得以上に2割から3割負担を導入。来年度の制度改定では、現在2割負担で、年金収入など280万円以上、3割負担で、同340万円以上、共に単身の場合の所得の基準を見直し、それと同時に公的責任を互助に転嫁する施策です。10月から始まった75歳以上の後期高齢者の医療の窓口負担2倍化に続き、介

護でも大幅な負担増・給付削減が狙われております。利用料2から3割対象者拡大など、疲弊する介護現場をよそに、厚生労働省の審議会は9月末、来年度の制度改定に向け、議論を本格化させ、介護関係者や専門家は史上最悪の改悪であると指摘をしております。現在、岸田政権は安倍・菅元政権が進めてきた新自由主義の弊害を是正するとして、新しい資本主義の実現を掲げております。しかし、この実現のための方策として示されている成長と分配の好循環も社会保障改革の基本方針とされている全世代型も、現政権ではなく安倍元政権の下で発案されたものです。また、喫緊の課題とされている賃上げについても同様であり、現政権の施策は安倍・菅元政権の施策を踏襲しているに過ぎません。そのため、公的責任に基づく社会保障制度は後退・脆弱化されることはあっても、拡充されることはほぼあり得ないと考えます。町長は、この案件を国や県の言いなりになり、そのまま踏襲するつもりなのかどうかお伺いをいたします。

二つ目には、子ども医療費18歳まで無料化を提案するものです。政治家の仕事は人を幸せにすること。町長の仕事は町民を幸せにすること。大切なのは考え方と実行力です。子ども医療費18歳まで、入・通院無料化を前回に続いて提案をいたします。必要なときに安心して医療機関を受診できることは、子どもたちの心身の健やかな成長のために必要不可欠である。自治体による子ども医療費助成制度は、この10年間で大きく広がった。2021年4月で、中学校卒業以上の年齢まで医療費助成をしている全国の自治体は、通院で46.9パーセントに達しております。次のページに資料を添付しております。広島県内でも7自治体、30.4パーセントの自治体の実施しておりますし、2018年4月より、自治体が独自で行う子ども医療費助成に対し、政府は、就学前までのペナルティ、国民健康保険国庫負担金の削減を廃止しました。長年の世論と運動の成果ではあるが、まだ不十分であります。子どもの医療費助成制度を一日も早く更に広げる必要があります。どの子も安心して受けられる医療で元気に子育てという願いの下で、子どもの医療費18歳まで入・通院無料化を令和3年度の実績から試算した結果、18歳まで通院を無料化した場合は年間4,350万円、入院を無料化した場合は年間380万円、合計では年間4,730万円の増額となりますと答弁をいただきました。海田町で町長がその気になればできないことはない。子ども医療費無料化制度の実施を求める再提案ですが、町長の御所見をお伺いいたします。

次に、公共財産の利活用についてお尋ねをいたします。町有地など、前回の議会での私への答弁やその後の全協などで答弁と町の方向性がおおむね提供をされました。旧海

田公民館跡地はおおむね基幹消防庫と駐車場を整備として、全協で大筋合意をいたしました。まだ決定ではございません。それで、具体的にお尋ねしますが、織田幹雄スクエアの第2駐車場としつつ、基幹消防庫として、一部他の用途に使用することを想定した配置を検討するとしているが、一部他の用途はどのようなものか。残りの一部の土地は、議員に説明しながら一定の方向性を示すと答弁をされましたが、どう活用されるのかお尋ねします。二つ目には、現庁舎跡地、現町案は継続検討。これまでの案と答弁では7月27日のことですが、民間に売却、そして民間資本の活用を検討、更に8月29日の全協、あるいは10月7日の全協、継続検討とありましたが、どのようにされるのか。私の提案の老人施設で、認知症関係の施設建設はどうお考えですか、お尋ねします。二つ目の保健センター、現町案では検討中、3番目の加藤会館も現町案では検討中、真田会館は商工会と協議中として、地域集会所・適応指導教室で活用とある。それぞれどのようにされるのかお尋ねをいたします。大きく三つ目の質問ですが、公用地の有効利用などを検討し、住民サービスに活用する必要がある。一つ目には、町有地の空き地・未利用土地は現在どのくらいあるのかお尋ねします。二つ目、財務局関係の土地はどのくらいあるのか。三つ目には、私有地借用・契約はどのくらいあるのか。四つ目には、これまで便宜上利用している土地、南堀川とか曾田地区の自動車駐車場など、契約などは期限付きなのかどうか。5番目のその他以下の土地についてお尋ねします。東広島バイパス下の有効利用は、何区画で面積はどのくらいで、どのように利用する予定なのかお尋ねします。JR高架下の有効利用は、まだ先のことで不明なのか、予定としては何を利活用するのかお尋ねします。窪町には集会所、元区画整理事務所を含め、複数あるものの、そのままになっているのはどうするのかお尋ねします。現消防署敷地、そこに書いてあるような数字であります。これはどのように活用されるのかお尋ねをいたします。また、旧畝保育所の跡地はどのように活用されますか。また、商工会の敷地はどのように活用されますか。また、海田中学校校内のプール跡地の残地の取扱いは再契約なのかどうかお尋ねします。また、環境センター等、未利用地はあるのかないのかお尋ねいたします。その他町有地や小さな空き地、また保留地等もあるのではないかと思います。お尋ねをいたします。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）佐中議員の質問に答弁いたします。

まず、介護保険サービスの利用者負担の引上げなどについての質問でございますが、

少子高齢化が進展し、現役世代の負担が上昇する中で、必要なサービスを提供していくことと同時に、給付と負担のバランスを図りながら、保険料、公費及び利用者負担の適切な組合せにより介護保険制度の持続可能性を高めていくことが重要な課題となっております。これに対応するため、国において給付と負担に関する議論が行われており、具体的な内容が決定されるものと考えております。町としては、高齢者一人ひとりが生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施や高齢者いきいき活動ポイント事業など、健康づくりや介護予防、生きがいづくりの推進に努めてまいります。

続きまして、子ども医療費の無料化についての質問でございますが、対象年齢の引上げと一部負担金の無料化は、広島県の福祉医療費公費負担事業費補助金の対象とならず、全額町の負担となるため、継続的に財源を確保する必要があります。まずは、通院の対象年齢を令和6年1月から中学3年までに引き上げ、その後の医療費の動向や他の事業等の見直しを検討し、更なる対象年齢の引上げや一部負担金の無償化については、子育て施策全体の中で総合的に判断をしております。また、子どもの医療費については、国の責任において全国一律の医療費助成制度を創設されるべきとの考えは変わっておりませんので、引き続き、町村会を通じて強く要望をしております。

続きまして、公共財産の利活用についての質問でございますが、旧海田公民館跡地の一部を他の用途に使用することについては、議員の皆様からいただきました高齢者福祉施設や児童福祉施設などの様々な御提案に係る検討の中で、用地が必要となった場合を想定しております。現庁舎跡地については、建物の解体が約2年後となりますので、効果的な活用について検討をしております。また、御提案の高齢者福祉施設の整備については、待機児童者数の推移やその他の状況を踏まえ、介護保険事業計画策定の中で検討をしております。保健センターにつきましては、引き続き検討中でございます。加藤会館につきましては、引き続き商工会と協議しております。真田会館につきましては、引き続き、地域集会所・適応指導教室として活用しております。次に、町有地の空き地・未利用地については、この度、その他の土地として質問されている旧畝保育所跡地などは除いて、普通財産で利用されていない土地は3件ございます。次に、財務局から借り上げている土地は6件、私有地の借用契約は6件でございます。次に、これまで便宜上利用している土地については、平成22年度に国から5年間の道路占用許可を受け、国道2号東広島バイパス高架下の駐車場として継続して使用しており、現在の占用

期間は令和7年3月31日までとなっております。次に、その他の土地につきましては、まず、東広島バイパス高架下の有効活用については、県が高架下道路の拡幅工事を行っており、狭い箇所については完成後に協議することとしておりますが、新庁舎の周辺と町民センターの周辺については活用できると見込んでおります。このために活用できる範囲が明確になりましたら、ワークショップの実施などにより住民の皆様の御意見をお聞きし、公共での活用を含め、管理者である国や県と調整しながら活用方法について検討してまいります。次に、JR高架下の有効活用については、事業主体である広島県や関係市町とJR西日本との間で、基本的な方向性として駐輪場等を想定しておりますが、今後、高架事業が進む中で、地元自治会の意見も踏まえ、JR西日本と調整を図りながら、具体的な高架下の活用策について検討してまいります。次に、窪町の元区画整理事務所については、現在、倉庫として選挙備品等を保管する用途に使用しております。当面の間は倉庫として引き続き利用する予定です。また、窪町地区の公用地の利用については、海田市駅南口地区地区計画事業の中で、道路や公園、事業の代替用地として活用する予定です。次に、消防署の敷地活用案については、現段階では定まっておりますが、安芸地区消防運営協議会の中では、移転建替えの場合には売却を想定し、進めてきたところです。次に、旧畝保育所跡地の活用については、今後の海田東地区のまちづくりの動向を踏まえながら検討してまいります。次に、現商工会の敷地については、まだ商工会の移転について協議段階であることから、具体的な方向性が定まってから検討を進めてまいります。次に、海田中学校内プール跡地の残地の取扱いについては、現在の協定を維持しつつ、消防署用地として土地利用が可能となるよう、別途使用協定を締結するよう調整しております。環境センターについては、再資源化処理等に活用しているため、未利用地はございません。その他町有地等については、これまで答弁した町有地以外の普通財産がございますが、これらは自治会館用地などで活用しているところでございます。

高齢者施設の整備についてはというところで、待機児童といたしましたが、待機者数の推移やその他の状況、に訂正をさせていただきます。もう一度言いませんか。6ページのところの、また御提案の高齢者福祉施設の整備については、その後のところ、待機者数の推移やその他の状況を踏まえと、よろしく願いいたします。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）介護保険の改定については、先日、中国新聞ですけれども、11月29日に、

先送りというのが政府の方針というのが出ました。今、さっき私が質問した中で、状況が多少変わってきとるといように考えますが、結果は先送りなので、やると思うんですよね。これ、やる中で大きくは七つあるわけです。一つは軽度者の外し、二つ目には利用者の負担の増、三つ目には対象年齢の変更、四つ目には老健多床室、これを無料なのを有料化する、これらが七つの論点として挙げられておるんです。その他にケアプランとか、それから、補足給付、保険料負担。これらを見ると、史上最悪の介護保険制度に改正される案だということに思って、私は町長の介護に対する政治姿勢よね、法律で決まってしまうたら、もうそのまま執行せざるを得ないんですよ。私がいつも言うように、法律で決まらないように、町長は国民や町民のそういう利益を守ってくれる、幸せになるようにするのが政治家なんですよね。もちろん、地方自治法のそういう目的に沿ってやっていく。だから、私はこの戦後最悪の介護保険制度に改定をされる案について、非常に危機感を持つとるんです。これについて、先ほど、るる答弁ございましたが、こういうのを今社会保険制度、国の審議会の中で進めてきて、あまり負担が大きいから先延ばしにしたという結果になつとるんです。これを少なくとも軽くしていく、あるいはやめさせる、この考えはどうお考えですか。お尋ねをいたします。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）制度については、国で様々な議論をされて決定されるものと考えております。繰返しになりますが、町としましては、要支援・要介護状態にならないよう、高齢者の方がならないよう、高齢者いきいき活動ポイント事業をはじめとした社会参加の促進や健康づくり介護予防の支援策を通じて、高齢者の健康状態の維持、改善や重度化防止に取り組んでまいります。また、必要に応じて、町村会を通じて国に要望してまいります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）そのことは大体承知しています。承知していますが、今、審議をしようとする国の制度ですから、これはここで答えを出すというのは難しいかもわかりません。だけでも、大きくまとめると、自己負担、今1割を2割にするという、これも2割を標準にする、今1割が標準なんですよね。これを2割を標準にする、また、要介護1、2の訪問介護、通所介護を地域支援総合事業に移そうとしている、大きな問題です、これも。それから、ケアプランを有料化、これを、今無料を有料化する。それから、福祉用具の一部をレンタルから買い取るというようなそういう方針、また、施設にロボットを

導入して職員を減らしていく。これらが大きく制度の骨格になっており、在宅介護が在宅奉仕に改悪をされる案が今出てきておるんです。これを許すとそうなるんですが、その問題について執行部の事務方は、法律や条例に基づいて仕事をするんですが、政治家として、政治として、今取り組んでおる国会の中でのそういう問題を町長はこのまま踏襲する、そういう考えでおるのかどうか。今、それを全国の首長がやめさせるようなやり方を率先してやるのが町長の仕事だというように私は思うんですが、職員だけに答えさせて、町長はそのことをもう何も言わない。今までもずっとそうだった。次の子どもの医療費の問題もそうですよね。町長が先頭に立って、それを論戦しながら進めていく。職員は町長以上のことは発言できませんから、答弁ができませんから、私はそのことを言っているんです。いわゆる介護保険事業そのものが大きく変化をしようとするときに、やっぱり出番は町を代表する町長しかないと思うんですが、どうお考えですか。お尋ねします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）まず最初に、今の制度において、介護保険制度、この制度において、要するに全体枠を設定しながら、その需要に対して支出を計上するという形で制度設計がなされている。その中に、今の御意見の中には、その制度が一人ひとりに負担がかかり過ぎていくという話をされたというふうに認識しております。そういった中に、実際の制度を設計するに当たってはいろんな考え方がありまして、要するに、支える人数を広く広げるという考え方がございます。その中で介護制度を運用していくという、こういったときに両者の考え方が出てくるんですね。広げることによって負担増という国民一人ひとりの考え方も出てきますし、受け取るサービスのほうはそれを充実した形でサービスを受けるといった考え方が出てくると思うんです。だから、そこらに基本的に制度をきちっと設計しないとイケないという役目の中に、国が大きくその枠組みを設定されてきていると、これが介護制度だと認識しております。だから、特別会計に基づいて、それが実際に運用されているわけですので、その範囲の中で運用することは、我々の責務であるし、国が実際に行っているその制度設計の中で運用させていただくというのが前提条件に入るということで、先ほどの答弁がなされているということでございますし、最初に申し上げました答弁に、繰返しになりますが、そういった関係は国が制度設計する中で進められるというふうに理解しておりますので、理解していただきたいというふうに思います。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）町長はそう答えざるを得ないと思いますけども、もしも、さっき言うた見直しを行って、大きく分けて七つがある。そうすると、去年作った、これは海田町の高齢者福祉の第8期の介護保険事業の計画、もしこれが実施されたら見直しをしなければならないという状況が変化をしてくる。この中には事業の推進とか拡充とか、そういう文言しか書いてないんです、具体的には。もっと具体的に、さっき言うた軽度者を外すとか、利用者を例えば、原則、今1割じゃけども原則2割にする。大幅に変わってくる。そうなると、これの見直しがまた必要ではないかと私は思うんですが、事務方の方はどうなんか、それをお尋ねします。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）介護保険事業計画は介護保険法に基づく計画で、3年を1期として策定することとされていますので、来年度策定する準備の年度になります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）これは令和3年、去年作ったんよ、3月に。第8期の介護の保険事業計画。新たにこの問題が出てきておる。だから、令和3年から令和5年、第8期の介護の保険事業計画、具体的ではないんですね。方向性を示しておるだけです。けども、もっと詳しく言えば、中身が変わってきたらこれの体制が変わってくるから、計画の見直しが必要なのかどうか、それを訪ねておるんです。それはどうなんですか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）先ほども申しましたように、3年ごとに新しく計画を立てております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）幾ら言っても、今からの問題で、私が危機感を持っているのは、良くなるのではなくて悪くなる方向に、しかも、介護という名がつきながら、今の中で史上最悪の介護保険制度に変わっていくと、ここに大きな問題があるというふうに考えて、質問をさせていただいたんですが、このことを踏まえて、町民の利益のために、海田町の介護保険制度、安全で安心なまちづくりを進めていくのが執行部の役割なので、それを少しでも前進をさせる、その考え方を私は大変必要だと思うんですよ。それをお尋ねしとったんですが、執行部のほうは、事務方は法と条例に基づいてやります、これは仕方がないこと。それ以外のことをやったら処罰されますから。問題は、町長、副町長のお

考えで、どう持っていくのか、もしこれが実現しようとするのであれば、非常に大きな負担に関わってくる。老老介護で、町民は、泣いている世帯がかなりあります。人数は分かりませんが、話のたびにそのことが聞かれるわけで、これを解決するのは介護保険制度、これが一番事業としてやっていかなければならない事業だと思うんですよ。この事業について、国や県の言うとおりになるのではなくて、町独自でそういう施策を町長が先頭を切ってやるべきだと。国に対しても文句を言う。町民に対してはサービスを大きく提供する、その考えを私は聞いておるんです、提案もしながら、というふうに思うんですが、どうですか。お尋ねします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）先ほどの繰返しにはなりますが、その前に佐中議員の介護保険に対するいろんな不安を持っておられることは、私どももそれをしっかり理解した上の中で運用はさせていただいています。特に、先ほどの負担の関係とサービスの関係の話が出たと思いますが、サービスの、特に極端な、そういったことのない、エラーの起きない形のサービス料とサービスにしていかないといけないというふうに考えておりますし、実際のサービスの全体枠の運用においては、介護制度の運用的にうまくいかなければ当然ながら国や県、そういったところに要望はかけてまいります。そういったところは、常に町村会と色々な情報共有をしながら行ってきている状況でございますので、佐中議員の負担増という気持ちはしっかりとお聞きさせていただきますので、それを踏まえながら、実際にどのようにするか、町のオプションとして、オプションではないですが、実際の姿勢としては予防に少しシフトをしないといけないような形のもので、高齢者いきいき活動ポイント等、健康に、できるだけ予防にウエイトを占めるような形で進めさせていただきますし、個別具体的な、要するに痛まれた方々に対してはしっかり寄り添ってサービスを提供するように、具体的なところに検討をしてみたいと思いますので、安心安全をしっかりと見守っていききたいという気持ちでは、佐中議員と私も同じ考えだというふうに認識しますし、再後に繰返しますが、あくまでも制度設計においては国が設定されますので、その範囲の中で有効かつ実のある介護制度を運用していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）よく分かりました。強く要求をしておきたいというふうに思います。

次、移りますが、子ども医療費の無料化、18歳まで、全国的にはかなりの数が進んで

きております。私が言うまでもなく安心して子どもを生み育てる環境をつくるのが自治体の役割です。18歳まで、前回も言いましたが、東京都は実施をするという。全国的に見てもかなりの数が実施をしてきとるんですね。広島県は就学前までやっとする。全国でそういうところは37都道府県の中で10しかない。10府県。県ですよ、府はやっていきますから。その中の一つに広島県が入っておる。全く子どもに対して冷たい事業をやっておる。私が言いたいのは、町が、なぜ、広島県の中で八つも九つも自治体が高校卒業までやってるのに、海田町はなぜできないのか。国や県の制度であるという文言だけ押し付けて、それ以上進もうとしない。しかし、広島県では尾道、三次、安芸高田、安芸太田、北広島、大崎上島、世羅町、神石高原町、ここは全部高校卒業までやっとするんですよ。海田町はお金がないことはない。あるですよ。私、調べたら、西田町長が誕生したとき、財調は2015年10月20日、32億1,201万円ありました。今は、この間の11月21日の報告では、27億884万円、当初より5億円、財調が現在高で減ってきてはおる。もともと財調というのは、お金をためるところではないんですね。財調を使って、もちろんなかったらいけんけども、ためることはないんです。お金を使って、住民サービスをより向上させる。お金は何ぼでもあるじゃないですか。子ども医療費約5,000万円増やせば、高校卒業まで実現ができる。町長がやれいうたらすぐできるじゃないですか。なぜそれができないのか。財調というのは基金ですから、いろんな問題で何かあったときという感じもあるし、それから、調整するお金でもある。足りなかったら借用というか、それを一般会計の年度当初にそれを決めていくんですが、今まで、私、約半世紀、議員やったけども、非常事態であったとしても、財調を取り崩して困ったようなことはないんですね。一遍、インフルエンザで国保会計に2億5,000万かな、入れたぐらいで、あとは全く財調は残されたまま。今まで、公民館を建てたり、あるいは庁舎の建設をしたりして、いろいろお金要ったけども、町債やその他補助金等々でやりくりしながらやってきた、努力もされてきました。けども、今、27億もある。広島市なんか6,000億円も7,000億円も当初予算で組んでおるのに、財調は50億ぐらいしかないんですよ。一番ようけ財調を残している、坂町、40億ぐらい。仕事をやってない証拠なんですよ。財調でも使って物事を進めながら、バランスを考えながらやっていく、これが町長の仕事だということに思うんです。今の18歳まで医療費無料化、なぜ、町長決断できないのか。答弁は、いつもこのことを取り上げると、国がやる仕事、県がやる補助金がそのままで、町が全部持ち出しをするからできないという。よその町はやっとするのに、なぜ海田町は

できないのか、それをお尋ねします。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） 町長答弁の繰返しになりますけども、今回はまずは対象年齢のほうを小6から中3、15歳までに引き上げます。そして、その後、医療費の動向や他の事業の見直し等を検討し、更なる対象年齢の引上げや一部負担金の無料化につきまして、子育て施策全体の中で総合的に判断してまいります。

○議長（桑原） 佐中議員。

○15番（佐中） 他の市町から移転をしたり、住居を構えた場合に、熊野町は就学前までしかないんですね。だけど、他の町から来たら、海田町は医療費の無料化、子どもさんの、遅れているという人、何人か聞きました。逆に、多少進んでいるという声も聞きましたけども、悪いほうを考えるんじゃなくて、住民サービスが向上しているところを基準にして考えてみたら、やっぱり18歳まで医療費の無料化をするのが自治体の流れなんですね。全国で中学校あるいは18歳以上のところで90パーセントを超しとるんですよ。この二つを合わせると。大体、さっき表を出したように、パーセントで言うと、通院で47.7パーセント、高校卒の通院で817自治体、これ、千七百幾らあるところですけども、46.9パーセント、半分近いところが高校卒業まで医療費の無料化を実現しとる。もう一度言いますが、通院で全国で47.7パーセント。18歳までが46.9パーセントやっとなる。残りのやってないところは僅かしかないんですよ。もっと前進させるべきだというように思うんです。いかがですか。お尋ねします。

○議長（桑原） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川） 現在、海田町におきましては子育て支援策の一つとして令和3年度から小3までの通院を小6までに拡大し、町長答弁もございましたように、来年度から小学校6年生までの通院医療費を中学3年生までに拡大をさせていただきたいというふうに考えております。議員御指摘の部分、18歳までというところにつきましては、町長答弁にもございますように、子育て支援策全体の中で総合的に判断したい。子育て支援策という部分で言えば、保育園であったり、それから教育の部分、ネウボラ、総合的に海田町としては進めておるところでございます。まずは来年度、中学3年生までに通院を拡大して、総合的に今後については判断していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原） 佐中議員。

○15番(佐中)内容については分かりました。分かりましたが、強く要求をいたします。

時間の配分で次に移ります。未利用土地の問題。今回、私がこれ、とり挙げたのは、現庁舎、この跡地を民間に売るといふ、一番いいところを売るといふ案が、これは7月27日の建設委員会、そこで、総務建設委員会で、現庁舎跡地は民間売却若しくは民間活用、そして、8月9日の全員協議会で民間の資本を基本にして検討して、現時点における検討案ということで、10月7日の全員協議会で公民館はどうするかというのが中心になって、現庁舎の跡地はまだ方向性が全く決まってないというような状況、示されておるのは民間に売却をするというのが、私は頭にあるんです。まず最初に、この問題は単独町政で行って、小さくても町民サービスが行き届いたまちづくり、その中で町長が言う、一丁目一番地の一番いいところを売却をする、こういう考え方、私から見れば何事かと言いたいんですよ。もっと売るところはあるじゃないか。例えば、今言うた畝の保育所の跡、あるいは窪町の区画整理の事務所の跡のその裏にもまだ空き地がある、その隣にも空き地がある。売れるところは早く売って、難しいところは放っておくと、そんな行政はないと思うんですよ。いっぱいそういう問題が大なり小なりあるところを、この庁舎の跡地を売ろうとする、何を考えておるのか。私はそこを言いたい。再度、お尋ねしますが、ここの庁舎の跡地は、いろいろ右往左往しながら検討中というのが今の状況ですよ。今、これからどうしようとするのか、お尋ねします。

○議長(桑原) 企画課長。

○企画課長(藤原) 現庁舎跡地につきましては、東部地区連続立体交差事業により南北の移動の利便性が向上するとともに、事業に伴い整備されます東西幹線道路に接することから、利便性が大きく向上する土地でございます。このことから町の活性化につながる効果的な活用策について、建物の解体が2年後となりますので、活用策について検討してまいりたいと考えております。

○議長(桑原) 佐中議員。

○15番(佐中) 結論をね、言ってくださいよ。売るか売らないのか。それできますか。

○議長(桑原) 企画部長。

○企画部長(鶴岡) 現庁舎の跡地につきましては、全員協議会等で様々な御意見をいただきました。町長答弁にもございましたとおり、現庁舎の建物の解体がどちらにしても2年後になりますので、状況は大きく変わってこようかと思っております。ですので、現時点で、どのように使うというふうにするのではなく、その頃の状況を十分確認をいたしまし

て、また改めて議論のほうをお願いしたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）私はね、単独町政、合併をしないで、今から20年前です。大きいことを言うようなですが、私がおらんかったら合併しとったでしょう。ものすごい労力とお金を使いましたが。そして、単独町政、調印をしとったのをここの議会で10対7で、西田町長は賛成のほうに回っておられましたけれども。町民の財産を有効に使いながら町民サービスをする。小さくてきらりと光るまちづくり、これを目指していっとるんです。合併しとったら、今、14の市町が過疎地になっとる。あと、九つの自治体は安芸郡4町で4、残された市が五つ、合併をしていない大竹、竹原、東広島、広島、福山、これだけは今の過疎地で、あとは一部過疎地であったり、過疎であったりして、人口がどんどん減ってきて、学校も統廃合がどんどん進んできておる。あのときに合併をしとったら、海田町は町民サービス、いい面も悪い面もあるかもわかりません。大都市ですから。だけれども、合併した市町村の方々から言わせると、合併しなかったほうがよっぽど良かったと。合併をしないで単独町政でやるのに、一番いいところの土地を売ろうとする、この考え方が非常に軽率。一番いいところ、まず、役場の跡地を売ろうとする、その発想が私は変な方向に向かって行きよるなという感じがする。もっとほかに、処分をするところはいっぱいあるのに、それを役場の跡地を売ろうとする。なぜ、そんな発想になるのか。今、撤回しとるかどうか、あるいはJR高架事業でいろんな障がいがあるから検討中だという答弁がありましたけれども、ここは置いておくべき、民間に貸与しても置いておくべき。公民館の跡地にしてもそうです。売るところはいっぱいあるのに、どうなんか、それをお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）議員御指摘のとおり、現庁舎の跡地につきましては、条件の良い土地になる見込みがございます。貴重な町の財産でございますので、そのときの状況を踏まえて、ここの土地がどのように活用されるのが町にとって一番望ましいのか、そのときにまた議論をさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）一番いい方法は老人施設、今、国は施設や老人に対するこの制度の改悪をやって、自宅で看る、自宅介護であるとか、そういうのを優先して、施設とか、そういう料金を安くするとか、サービスを向上さすというような方向ではないんですよね。

皆、自宅介護みたいな互助を中心にして、公助が全く後回しになってきておる。こういう制度の方向に今進んできとる。だから、後期高齢者でも2割負担が入ってきたり、介護もこのままいくと、保険はあっても介護なしというような状況に進もうとしておる。子どもさんの問題についてはかなり力を入れて、待機児童をなくする努力もされておりますが、今一番問題なのは老老介護、しかも認知症の問題が出てきておるから、この問題についてちゃんと、よその町が海田町はいいまちづくりをしとるなど、そう思っていただけ、あるいは海田町で生涯を終わりたいという要望がいっぱいあるんですね。そういう面で是非老人に対する一番困っているところ、ここに手を入れるのが町長の仕事だと思うんです。町長の答弁を求めます。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）町長答弁の繰返しにはなりますが、議員から御提案いただきました高齢者福祉施設の整備につきましては、待機者数の推移やその他の状況を踏まえ、介護保険事業計画策定の中で検討してまいります。

○15番（佐中）終わります。

○議長（桑原）休憩をします。そのまましばらくお待ちください。

~~~~~○~~~~~

午前11時05分 休憩

午前11時07分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。12番、多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。本日は2点質問をいたします。

まず1点目、学校図書の充実でございます。10月27日から読書週間が始まっております。学校でもIT化が進んで児童生徒一人ひとりにタブレットが配布され、授業で活用されています。その一方で、学校図書館の重要性も増しています。国も今年度から、第6次学校図書館図書整備5か年計画をスタートさせ、5年間で第5次より50億円増の2,400億円を地方交付税として各自治体に配分することとしています。そこで質問しますが、本町には交付税として幾ら入ってきて、そのうち幾らを図書購入に充てたのでしょうか。ここ5年間の実績をお聞きします。文部科学省はこの5か年計画を参考にできるだけの予算化を、と求めています。学校図書の充実を促進すべきだと思いますが、い

かがでしょうか。

2番目、学校と保護者、住民と役場の連絡のIT化。学校からのいろいろなお知らせや出欠席の連絡をスマホやパソコンからできるようになるアプリが開発され、多くの幼稚園や学校で利用されています。このメリットは、朝の忙しい時間に学校に連絡する保護者やそれを受ける先生方の手間が省ける。また、子どもたちに持って帰らせるプリントも保護者はスマホを見れば分かるので、子どもが出し忘れて、後から分かったなんてこともなくなります。先生方の仕事の省力化にもつながると考えますが、いかがでしょうか。また、以前にも質問したことがあります。住民と行政とが双方向のインターネットでつながることでお知らせを一方向的に送るだけでなく、例えば、道路に穴がなんていることもリアルタイムで通報できることなどメリットが大きいと考えます。近頃、山口県光市がラインを使った双方向のサービスを開始したとお聞きしました。是非本町でも取り入れてはいかがでしょうか。以上、2点です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）多田議員の質問の2点目の2番目については私から、それ以外については教育委員会から答弁をいたします。

住民と役場の連絡のIT化についての質問でございますが、町といたしましても住民と行政の双方向のコミュニケーションは重要であると認識しております。現在、SNSの機能の拡充について他団体の事例も参考にしながら、本町に合った手法を検討しているところでございます。

それでは、1点目、2点目の1番目については教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）多田議員の質問に答弁いたします。

まず、学校図書の実充についての質問でございますが、基準財政需要額のうち学校図書費については過去5年間の平均で見ますと、約450万円でございます。それに対しまして、児童生徒用図書費の毎年度の決算額は約300万円程度となっております。全小中学校の図書室で整備している図書につきましては、6校平均して120パーセント程度の蔵書率で推移しております。しかしながら、今後も児童生徒の読書活動の実充に向けまして、図書環境の整備に努めてまいります。

続きまして、アプリを利用した家庭との連携につきましては、連絡を効率化できる

ものの、欠席理由や保護者の不安を把握できないことが懸念され、今後、その有効性や弊害について情報収集に努めまして、導入について慎重に見極めてまいります。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）では、再質問をいたします。まず最初に、答弁書の順番で行きますと、役場と町民とのIT化なんでございますが、これ光市が最近導入されました。それについて、どのようにされたのか御覧になりましたでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）議員から御提示いただきました光市の事例につきましても、ホームページ等で調査研究させていただいたところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それを見られて、非常に簡略化されてラインでいろんな情報を選択できるんですね。自分で、どう言うんか、受け取る情報を選択もできるし、そしてリアルタイムでこちら町民からも情報が送ることができる、非常に優れたシステムだと思うんですが、他団体の事例も参考にしながら、本町に合った手法をというふうに書かれておりますが、これ以上のものはなかなかないと思うんですが、本町に合った手法ってどんなんでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）御提示いただいた光市の事例や県内の自治体の事例等も調べながら、関係課の意向等も伺いながら検討して進めているところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）今、どの辺まで行っていますか、検討が。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）業者のほうからの情報を聞いたりとか、関係課のほうと調整を図っているところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）この質問を出したんだけど、今日、デジタル推進課が来ておられませんね。デジタル推進課のほうではどのような対策、対策というか取扱い、これはデジタル推進課じゃなくて企画課のほうでやられているということでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）町長答弁にございましたSNSの機能拡充についての検討でございま

すが、デジタル推進課と連携をしながら、企画課において進めているところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）SNSは確かに分かりますよ。フェイスブックとかインスタグラム、私もフォローさせていただいているんですが、それとはまたちょっと違う事案だと思うんですよ。これはデジタル推進課のほうで是非進めていただきたいんですけど、今日はいらっしやっっていないので、これ、どういうことで今日はデジタル推進課がいないんでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）これまでも多くの議員の皆様から住民さんとの双方向のやり取りをしながら、情報もいただく、こちらからも情報を発信するというような御提案をいただいております。当然、そのことについては町としても重要であるということで検討しているところでございますけれども、SNSを使った情報発信につきましては、今、企画課のほうで担当させていただいております。多田議員さんからもSNSを使った方法で実現をしているという提案もいただいておりますので、町といたしましても現行のSNSの発信を活用するような形で実現できないかということで、現在、企画課のほうで検討させていただいておりますので、企画課のほうで検討し、今日のほうは答弁させていただきたいと思います。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）SNSで双方向というのもありかとは思いますが。ただ、私が言うように、熊本市も確かこのようなことをやられているんですけど、私言うように、例えば道路にちょっと穴が開いているとか、木が倒れているよとか、そういった、例えば情報を町のほうに伝えたいというときでも、インスタグラムやフェイスブックではなかなか伝わりにくいと思うんですよ。伝わらんことはないでしょうけど。町のホームページに載せるとかということも、投書するとかいうこともあるんでしょうけど、それよりもラインだったら一発ですぐ分かるわけですよ。ということで、SNSじゃなくて、こういうラインとかいう新しいツールを活用していただいて、是非導入していただきたいと思うんですけど、いかがですかね。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）ラインについてもSNSに含むものとして、町長答弁のほうで答弁を

していただいたところでございまして、光市の例等、ラインを活用して町民の皆様から情報をいただいたりとか、そういったことについて今現在検討しているところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それなら分かります。ラインだけじゃないんでしょうけど、ラインのいいところは双方向ですぐにできるということと、もう一つは町のほうからの情報発信も、ラインだと、割と簡単に我々受け取るほうも見れるということなので、是非ラインに限らず検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。それと、学校と保護者の関係ですけど、これ、教育委員会に言うのが、どうかと思うんですけど、全国各地で導入されております。メリットというのが、先ほど、教育長答弁では保護者の不安が把握できないことが懸念されるというふうにおっしゃられたんですけど、これは逆じゃろうと思うんですね。保護者の不安が把握できると思うんですよ。まず第一に、一番メリットは子どもたちが出欠席の場合、朝、連絡せにゃいけんですよ。それで、電話連絡も含めて、登校班の班長にお願いするとかいうのもあるんでしょうけど、保護者としてはそれが結構負担になっているんですよ。先生方も朝、職員室で電話を受けられる担当の先生がおられるんでしょうけど、その先生の負担にもなるし、保護者の負担にもなる。これがアプリがあると、それが簡単にできるんですよ。アプリを出すだけで、出欠席、ぴっとこうやるとワンクリックしてできるんです。先生方もそれを見れば分かるわけですから。もう一つは、学校からのお知らせ等々ですね。そういうのも子どもたちが帰ってきた後に保護者がワンクリックすると、そのお知らせがすぐ出てくるんですよ。いちいち紙を見る必要がない、先生方もいちいち紙を出す必要もない、非常に省力化もできるし、確実に保護者に渡る。ただ、海田小学校のほうで、ちょっと校長先生にお聞きしたら、スマホを持っておられない保護者も何人かいらっしやるみたいなので、その人に対してどうするかということはあるんですけども、それはメールで送るか、ほかの方法もあると思いますので、是非これはもうちょっと前向きに、情報収集じゃなくて検討していただければと思うんですが、いかがですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）多田議員さんがおっしゃることは私どももよく分かっているんですけど、実はいろんな問題が裏に隠されていて、確かに効率的なんですけども、学校によってはというよりも、欠席の理由を、例えば、腹痛と書いてアプリでぴよんと、どん

な状態かなとか、今のコロナなんかでどうなのかということが聞けないんですね。逆に学校からまた電話をし返しよるんです。そしたら、お母さんもお父さんも職場に出ている、連絡がつかない、そういった実態が実は山ほどあるんです。だから、やりたくないんです、今。もう少し見たいんですよ。もう一つは、虐待の格好のネタになるんです。お父さん、お母さんに聞いても、虐待している親は言いません。絶好なんです。アプリでぴよん、欠席です。何が家で起こってるのか分からないんです。学校が虐待の理由を一番把握する場所なんです。子どもが朝どういう格好でやってきているから、これは家で何かあったんだなということなんですね。それらを考えますと、効率的だからということだけでなかなかできない。ですから、今後、システム的に、私は悪いと思わんのですけど、でも、もし何かあったら、私はこれは大変なことになると思います。それと、先ほどありましたけど、学校連絡を親に教える場ということになると、もう子どもの自立を阻むのではないかというおそれがあります。今、成人でも就職しても、親が出てきて、会社に苦情言うというようなことが往々にあるんです。実は我々の教職の中にもあるんです。自立を阻んでいる中に親と子どもとの対話がやっぱり少ないんじゃないかと、そういうことから考えますと、学校から送る、親が見る、子どもにそれを支配する、やってるの、持ってってるのいうて。いや、そうじゃないと思うんですよ。やっぱり、子どもの連絡帳見て、親と一緒にやりましょうと、一緒にやろうというのが本来の教育であるはずなんですけど、どうもそういうことがあるので、私は、何て言いますか、前のめりでアプリを導入するというのは、少し慎重になっているということです。決して、全て悪いとは思っていません。その便利さもよく分かっているつもりではあります。そういうことが、実は私の中で非常に懸念されるので。特に虐待です。虐待は非常に気になっていて、家で何が起きているのか分からない、アプリでそれが分かればいいですけど、ボタンを、ボタンというんですか、何て言うんですか、ぴっと押して、選んでいくような形ではなかなか把握できないんじゃないかと思うので、慎重になっているというのが私どもの考えです。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）教育長のおっしゃられることはよく分かります。そういう懸念も多分あるでしょう。ただ、このアプリに関して言うと、手続き言っちゃおかしいけど、その一つのツールとしての、手段ですよ、手段というか、ツールですよ。ですから、さっき教育長が言われたような、例えば虐待とかそういったことについては、また別の話だと

思うんですね。今、このツールを活用するという事は、例えば出欠席が割と簡単に把握できる、今、話題になっている、保育所で、保育園とか幼稚園のバスの置き去り問題、これは小学校とは関係ないんですけど、そういったこともこのシステムを活用すれば、この子、今日欠席連絡がないのに来てないということが分かったりするわけですよ。そういったメリットもあります。海田町内の小中学校ではこれは関係ないんですけど、そういったこともできるツールとして一つ考えていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（佐々木） おっしゃるとおりで、ずっと考えていますので、そういう課題がいろいろ解決するようなものがあれば当然導入を検討していきます。ずっと考えています、実は。

○議長（桑原） 多田議員。

○12番（多田） 教育長のおっしゃることはよく分かりますので、ひとつよろしくお願ひします。一つ、導入している学校の実例として、健康観察カードや連絡帳を電子化するというふうに、これは荒川区立の日暮里小学校なんですけど、そういった事例もございますので、この辺も研究していただいて、是非導入に向けて、部分的にでもいいですよ。全部これすると、先ほど教育長がおっしゃられた懸念があるんでしょうから、できるるところから導入していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、学校図書の問題ですが、確かに海田町、非常に蔵書率が高い。割と予算化をいただいている状況だと思います。ただ、年間で300万円ですよ。1校当たりになると50万円ですか。今、確かにタブレットを全員に配布されて、現実に活用されていると思うんですけど、これ、タブレットを配布した上でアンケートを取ると、5割以上の子どもたちが活字がいいというふうに言うんですよ。タブレットで検索をした上で、学校図書館でその現物、現物というか、写真とか活字を見ることが非常にいいというふうに子どもたちも考えています。今の学校図書、多分蔵書率が120パーセントと言われますけど、今の社会情勢ってすごいスピードで変わっていますよね。科学技術にしても、歴史も私たちの習っていた時代とまた違った歴史認識になっております。ですから、ある程度、図鑑とかそういったものは常に更新していかないと遅れてしまうわけですよ。結構高いんですよ。1冊数万円したりする。そうすると、50万円の予算ではほとんど数冊しか買えないというふうな状況になります。私、26年前に議員になったと

きに、最初に活動したのが学校トイレの洋式化と学校図書の実充なんですよ。なぜかという、我々PTAの役員会をするときに図書室でやるんですけど、ものすごい古いんですよ、本が。破れかぶれになったやつを補修して使ったりしていました。図鑑なんかもうこれいつの図鑑、戦後の世代の図鑑をそのまま使っていたりしたんですよ。ですから、私、議員になったときに当時の教育長さんに、是非これは変えていただきたいというふうをお願いをして、その当時の教育長が決断をされて、1校当たり300万円の予算を6校に、年次、1年に300万円ずつを6年間かけて学校図書を一新するというふうにおっしゃっていただいて現実になったんですけど、やっぱり、今450万円、うちで、財政課に言うたほうがいいんかもわからんけど、ほかの費用に使ってるわけですから、これを是非、例えば来年度はですよ、全額学校図書に回していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） 交付税制度のところ、ちょっとまず説明をさせていただきますと、基準財政需要額として積み上げるというところではございますが、実際、交付税として入ってくるころは、その約2割程度というところ、基準財政需要額、教育費のところ、教育費全体では約5億程度あるところを実際の予算としてはその2倍程度の教育費の予算もつけているというところ、教育の実充も含めて、あるいは図書環境の整備というところについても、教育費全体の中で収支バランスを見ながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桑原） 多田議員。

○12番（多田） そう言われるだろうと思っていました。確かに教育全体のバランスというのがあって、学校図書費だけこう突出してというのはなかなかそれは難しいのはわかりますよ。ただ、今、国が第6次図書館図書整備計画をスタートされて、余分に50億円、全国ですけども、50億円を余分に予算化されたわけですから、その趣旨も踏まえて、やっぱり学校図書の充実にについて予算化を進めていただきたいと思いますので、どうでしょうか。

○議長（桑原） 教育次長。

○教育次長（森山） 議員が御指摘いただいている5年間で2,400億円という国の補助という、交付税措置等のもので金額としてあるんですけども、これは計画の中に示されているように、蔵書整備、それから新聞等の情報提供、それから、学校司書等の人

件費等全て含まれたものでございます。先ほどありました450万円に対して300万円程度の蔵書ということでお話をさせていただいておりますけども、本町におきましては、学校司書につきまして各校全部6校分ですね、司書を配置しております。これでいくと、人件費等はかなり数年前からもう既に補助をさせていただいております、それによりまして蔵書の整備も効率的に行うことができしております。子どもたちの必要なものであったり、それから、興味を持っているもの等を察知させていただいて、それを限られた蔵書の予算の中で効率的に更新をしているというようなところを考えたときに、図書整備というところで行くと、先ほど言われました蔵書の量と質と、それから人件費を兼ねて効率的に回していくというところで行きますと、本町においては予算等は十分にいただいている部分もございますので、これらも鑑みながら、蔵書整備のほうも随時整備をするようにお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）教育次長にそういうふうに言われると、私も言う言葉がないんですが、確かに本町は学校司書を配置させていただいて、私の頃はフルタイムだったんですけど、今はパートタイムとしても各校に必ずいるというのは、安芸郡でも珍しいところだと思っておりますし、ありがたいと思っております。ですから、学校司書の給与に関しては、報酬に関しては、この図書整備費の中に入れるんじゃないくて、これは財政課に言うたほうがいかもわかりませんが、別枠で考えていただいて、是非、この図書整備費に関しては、この5か年計画の中では図書整備のほうに是非回していただきたいと思っておりますので、御答弁をお願いします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）先ほど、財政課長からも答弁がありましたとおり、地方交付税はあくまでも地方の一般財源の交付でございます。活用については各自自治体で実情に合わせて、活用できるものでございます。学校図書につきましては、議員からもありましたように、これまでも取り組んでまいりまして、国の目指すところと現在の海田町の状況というところもあろうかと思っております。学校教育のほうに、どのような財源をつけていくのかというのは、教育委員会とも全体の中で調整をしながら予算措置のほうを行っていききたいというふうに考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）是非よろしくお願いたします。教育予算全体ですから、この補助費を

上げるとほかを減らすということがないように、是非お願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（桑原） 暫時休憩をします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時37分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。9番、下岡議員。

○9番（下岡） 9番、下岡です。4項目について質問します。

まず1点目、循環バスについて。令和3年度決算では1日18便を258日運行し、利用者数2万4,412人で、バス会社への運行負担金は2,485万円である。立地適正化計画では、今後の高齢化の進行に伴い、自家用車での移動が困難になる所帯の増加が懸念されることから、過度に自家用車に依存しないまちづくりを進めるとともに効率的な公共交通サービスを実現する必要があります、と述べている。質問します。令和3年度実績から計算すると、1便当たり平均利用者数は5.3人、利用者が始発から終点まで乗ることはあり得ず、仮に半分の区間を乗るとするならば、ある地点での平均乗車数は2.7人程度にしかならない。がらがらの空車に近い状態でバスを走らせていることになる。利用者1回当たりの負担金は1,018円になり、運賃150円を加えると、1人1回乗れば1,168円のコストがかかった計算になる。この非効率性及び立地適正化計画とのギャップをどう捉え、どう改善するのか問う。来年秋の新庁舎移転に向け、ルート変更を検討中とも聞かすが、抜本的な改善計画、方針転換が必要ではないか問う。2番目、最大利用があった年の年間利用者数は約4万9,000人であったと思うが、未利用地区を解消し、高齢者が増えているにもかかわらず、利用者数が半減しているのは、もはや現行システムが時代遅れになっているからではないか。定時定路線のお仕着せではなく、いつでもどこでもどこへでもの乗り合い型デマンドタクシーの導入を検討すべきではないか問う。デマンドタクシーだと、朝夕の通勤時間帯に対応できないとの声がある。その時間帯だけ定時定路線大量輸送のバス方式を採用し、通院、買物時間帯のデマンドタクシーとの併用はどうか問う。

2点目、子ども医療費無償化について。他議員から何度か、18歳までの子どもの通院

入院医療費の公費負担化を求める一般質問が出されているが、保護者の負担を肩代わりするには、年5,000万円弱の町独自財源の確保が必要との理由で、執行部は後ろ向きの答弁を繰り返している。質問します。1、町は令和3年度において、織田幹雄スクエア建設財源として発行した町債のうち5億8,700万を繰上償還した。交付税措置のない全額が町負担分である。1年で6億円近い余剰資金が生まれたからこそできたことである。そもそも建設費捻出のための町債は耐用年数に応じた期間で返済することにより、世代間の受益者負担の公平性を確保する目的とされている。繰上償還する必要は全くなく、例えば、子ども医療費基金でも作って繰り入れておけば、繰上償還相当資金で10年間以上対応できたではないか。なぜ、その検討をしなかったのか。子育て支援、子ども福祉の向上に冷淡と言われても仕方ない。説明を願う。2点目、子ども医療費は病気やけがをすれば当然に医者にかかる最低限必要な費用であり、保護者世代の社会保障費負担の貢献を考慮すべきではないか。保護者にとっては町の借金が減ることで将来負担が減るよりも、子育てにお金がかかり貯金もできていない時期での支援のほうがありがたい。県内でも財政力の低い中山間地域の町が無償化できているのに、財政力があり、常に見込みより実績が上振れる海田町がなぜできないのか。財源の問題ではなく決断、すなわちやる気の問題ではないか。見解を問う。

3点目、逆線引きについて。広島県は50年後、レッドゾーン内の居住者がおおむねゼロとなる状況を目指し、今後20年間で対象箇所の逆線引き、都市計画法の市街化区域から市街化調整区域への編入を完了するとしている。縁辺部の低未利用地を先行させ、将来的には建物のある縁辺部や縁辺部ではない箇所も対象とするとしている。海田町は県と連携し、10月中旬に2か所で説明会を実施したが、参加した人、しなかった人から疑問や反発の声がある。質問します。1、町は今回の説明を開くに当たり、一部住民に特定の地番を示して、出席案内をしている。先行実施対象者と思われる。案内のなかった人から心配の声がある一方、全く知識のない対象地権者も多くいる。レッドゾーン内の土地は原則全て逆線引き対象になるのだから、最初に、全対象地権者へ制度内容とスケジュールを説明すべきではないか問う。現時点での全対象地権者数、将来砂防えん堤の完成等によるレッドゾーン除外予定者数、説明会に案内した数、案内されて出席した人数を問う。段階的に実施予定と聞くが、どのようなスケジュールで進めていくのかについても具体的に説明を願う。2、対象地権者は土地の将来性について宅地化が難しいと判断すれば、固定資産税の大幅減免が見込めるため同意するが、宅地化の希望を持つ人

は断固反対の可能性がある。現在、建物のある土地地権者も同様である。今回の対象地権者は低未利用地のため、同意が得やすいかもしれないが、今後、次第にハードルが上がってくる。どのように説得するのか。同意が得られないとき、最終的にどうするのか問う。

4点目、安芸消防署建替用地について。前定例会において用地の取扱いについて、現在地と同様に4市町共有とするか、プール跡地を持分比で分け、広島市単独所有とするか、いずれにしても中学校用地から分筆登記すべきではないかと質問した。執行部答弁は、登記変更すると中学校用地全体のうちの広島市持分の1万2,000平米を広島市から買い取らざるを得なくなるからできない、であった。そのことについて質問します。1、協定で、用地を教育目的で使用する限り広島市は代償を求めない、となっていると聞きますが、なぜ登記の有無で買取りの話になるのか。買取り云々は取得時効の成立を阻止する目的で市が言っている別の話ではないのか問う。2、登記しないまま広島市の施設の用地になると、20パーセント程度の負担義務に対して64パーセント所有権のある土地の提供となり、是非が問われる。見解を問う。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）下岡議員の質問に答弁いたします。

まず、循環バスについての質問でございますが、令和2年4月から県内で広がり始めた新型コロナウイルス感染症の影響により、循環バスの乗降客数は激減しました。この影響を受ける中、令和2年12月に生活利便性の向上と非カバー地区への延伸、海田市駅への速達性の向上を目的に、2ルート制の移行や土日の運休など、大幅な見直しを行ったところでございます。令和3年度は、1年を通して新型コロナウイルス感染症の影響により、総乗降客数は2万4,412人と低調に推移していましたが、行動規制のない今年度は、ここまでの集計で、前年度比121.8パーセントで推移し、年間乗降客数は3万人近くになると、見込みを上方修正したところでございます。今年度は、公共交通会議において、2ルート制移行後の検証と新庁舎に接続するルートを検討いただいているところでございます。今後、海田町における公共交通を考える上で、拠点と拠点を結ぶバスと拠点に接続するデマンド型交通は必要になるものと考えております。令和2年3月に策定した海田町地域公共交通網形成計画の計画期間である令和6年度末までに、現行の2ルート制の評価を終え、町内公共交通の抜本的な見直しについて、公共交通会議で議論し、結論を出してまいります。

続きまして、子ども医療費無償化についての質問でございますが、1点目については、令和3年度3月補正時点における余剰財源を活用して、繰上償還を実施したのは余剰財源を低利率の基金に積み立てるよりも、高利率で交付税措置のない町債の繰上償還を実施するほうが利子負担削減効果が高く、また、将来負担の低減化を図ることにより、中長期的に見て、持続可能で安定的な財政運営を行うために実施したものでございます。子ども医療費については、当時は通院医療費助成の対象を令和4年1月から小学校6年生まで拡大したところであり、通院・入院の対象を18歳まで無償化することについては、まずは小学校6年生まで拡大したことによる医療費の動向や他の事業等の見直しを検討し、子育て支援施策全体の中で総合的に判断するものとしていたところです。2点目については、対象年齢の引上げと一部負担金の無償化は、広島県の福祉医療費公費負担事業費補助金の対象とならず全額町の負担となるため、継続的に財源を確保する必要があります。まずは通院の対象年齢を令和6年1月から中学3年生までに引き上げ、その後、医療費の動向や他の事業等の見直しを検討し、更なる対象年齢の引上げや一部負担金の無償化については、子育て施策全体の中で総合的に判断してまいります。また、子ども医療費については、国の責任において全国一律の医療費助成制度を創設されるべきとの考えは変わっておりませんので、引き続き、町村会を通じて強く要望をしております。

続きまして、逆線引きについての質問でございますが、1点目については、今回、先行して実施する箇所を除く逆線引きの対象となる地権者に対しては、県においてまだ具体的な取組方針が定まっておきませんので、今後、具体的な取組方針が定まった段階で、関係市町とも歩調を合わせながら説明会を開催する予定です。また、現在進めている先行的に実施する箇所以外の全対象地権者数及び将来砂防えん堤の完成等によるレッドゾーン除外予定者数については、今後調査し、明らかにしていくこととなります。今回の説明会に御案内した方は74名で、そのうち出席された方は29名です。今後の段階的なスケジュールについては、まずは令和6年度の県告示に向けて、全県的に先行して市街化区域のレッドゾーン内の低未利用地について逆線引きを行うこととしており、それ以外の箇所については、現時点では具体的な取組方針は定まっていないため未定と伺っております。2点目については、逆線引きの目的は、過去の土砂災害を教訓に、生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある市街化区域内のレッドゾーンを対象に、市街化調整区域への編入を行うことにより、安全な地域への居住の誘導を図ることです。将来

的な逆線引きについても、県と関係市町と連携し取り組むこととしており、低未利用地以外の逆線引きを行う際の地権者の方に対しても、その目的や必要性、生活への影響について丁寧に説明し、御理解をいただけるよう取り組んでまいります。

続きまして、安芸消防署建替用地についての質問でございますが、1点目については、前回の定例会でも答弁いたしました。現在、広島市と交わしている協定によって、広島市持分の土地を海田中学校用地として無償で利用しているものであり、分筆する場合はその協定を破棄することになり、無償継続が困難となります。2点目については、繰返しにはなりますが、建設予定地の土地登記については、海田町と広島市の共有であることを明確に登記しており、その土地の一部を利用することについては、土地利用協定を交わし、事業用地として活用することは法的に問題ないものと考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 4番目から逆に再質問させていただきます。海田消防署用地、建替えの用地の問題ですけれども、まず1点目の広島市と交わしている協定によって登記すれば、分筆登記する場合はこの協定を破棄することになり無償継続が困難になると、こういう答弁なわけです。分筆登記すれば無償継続が困難になるからできないんだと、これ、おかしくないですか。どういう協定書なのかね、私も教育目的で使う限りは無償だとかいうて書いたけども、果たしてそういう内容が協定書に書かれているのか、協定書のコピーを出していただくように情報開示請求しました。そして、今、頂いたものがここ手元にあるんですけれども、昭和48年2月24日付けで海田中学校組合解散に伴う協定書、海田中学校組合を解散するに伴い次のとおり協定する。1、組合の所有する共有財産（校地）は海田町でこれを管理する。1、組合の所有する物品は海田町に帰属する。校舎とか備品は海田町に帰属する。1、組合の昭和47年度決算に伴う剰余金は海田町に帰属する。ほか、余ったお金も海田町に帰属します。この3点が協定書に書かれているわけです。海田町長、頼沢寿と瀬野川町長、桑原守夫さんの実印が押されている。これだと、この共有財産、校地は海田町でこれを管理すると書かれているわけです。それで、これでは費用負担の問題が発生するから、その一月後、昭和48年3月12日に追加分の協定書が交わされている。この内容というのは、海田中学校組合を解散することに伴い、次のとおり、追加協定する。組合の所有する共有財産、校地の使用料は無料とする。要するに海田町がただで使っていていいですよ。最初の協定書、2月の協定書では、海田町がこの共有財産を管理する。そして、使用料は無料とすると、この2点です。それで、何で分

筆登記したら費用負担が発生するんですか。明確に書いとるじゃないですか。使用料は無料とすると、共有財産。管理は海田町が行うと、この2点ですよ、校地について決めているのは、協定しておるのは。何でそれを分筆登記したら、この協定を破棄しなきゃいけないのか、そこが全く理解できない。説明してください。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）まず、整理しておきたいんですけども、今、説明のあった組合の協定なんですけど、当時、海田町長と瀬野川町長で交わされたものでございます。その後、確かに瀬野川のほうが合併したというようなところにはなるんですが、広島市に移って、広島市そのものがもう使わなくなった土地でありますので、買ってくださいと、再三申出がございました。しかし、前段でこういうふうな形で協定を交わしているものですか、うちもこれにのっかって、無償で使用させていただきたいというようなやり取りがずっと続いた中で、この協定がいまだに生きていうところがございます。広島市側のほうにしましても、この協定というふうなものが生きていう以上は、どうしても無償というふうなところでうちのほうのお願いを聞かざるを得ない。当然ながら、私ども無償で使っております。そういったところで、分筆などする、協定を一度これを破棄するというようなところは、再度結び直すこともなく、逆に言えば、当初の予定どおり広島市側のほうは使わないだから買ってくださいというよう理屈になるというようなものから、そのような形で答弁させていただいております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）いいですか、今の答弁はそういう内容じゃないじゃないですか。分筆する場合はこの協定を破棄することとなり、無償継続が困難となりますという答弁だったじゃないですか。だから、何で分筆登記したら無償継続が困難になるんだというて聞いているんですよ。今、言ったのは瀬野川町から広島市になってですよ、はよ言ったら、そりゃ、向こうは言うのは勝手ですよ。だけど、それは広島市の言い分であって、この協定に従う限りは使用料は無料なんですよ。管理は海田町。今回は校地としてじゃないでしょ、今度は。消防署用地ですよ。だから、この協定書に書いてあるとおり、共有財産は海田町でこれを管理する、今回はもう校地じゃなくなるわけですよ。だから、共有財産じゃなくて、分筆して持分で消防署用地は広島市持分、そして持分に従って、それ相当のものを海田町のものとして分筆したらどうですかと言っているんですよ。そうすれば、この協定書はこのまま生きるわけですよ。持分に従ってある、例えば5,000平米な

ら今のプール跡地5,000平米を持分に依拠してですよ、広島市持分36パーセント、1,800平米、海田町持分64パーセント、3,200平米に分ければ、これは、例えばの話ですよ。分筆して登記すれば、もう共有財産じゃなくなるわけですよ。だから、この協定書外の話になる、協定書から外しゃいいじゃないですか。そうしないと、権利関係がものすごくあやふやになるでしょう。今の消防署用地についても海田町は64パーセントの権利が残るんですよ。そうしたら、本来なら、今の現在のところは海田町4町で分筆登記されているけれども、海田町の持分は20パーセントですよ。だから、その64パーセントと20パーセントの差、44パーセントは海田町が無償提供していることになるじゃないかと。そういう問題があるからですよ、だから、持分に依拠して、5,000平米なら5,000平米を分けたらどうですかという言っているんですよ。それが何で協定を破棄しなきゃいけないとかいう話になるんか、全く理解できない。そりゃ、広島市は言うてきますよ。協定では使用料が無料になっているけども、何とか払ってくれんかと。協定を破棄して無料というのをやめてくれんかと、そりゃ言うてくるでしょう。だけど、この協定が生きている限りは、現在も有効なんだから、突っ張ねりゃいいじゃないですか。消防署建替用地をあそこに置くことについてはお互い同意しとるわけだから、それを明確に、権利を明確にしないと、今言ったような問題出てきますよ。そして、分筆登記すればもう共有じゃなくなるわけです。それぞれ100パーセント、占有の土地に分筆登記するわけだから、この協定外になるわけですよ。共有財産は海田町でこれを管理する、外になるわけですよ。共有財産の使用料は無料とする、それは当然だけど、広島市の分は広島市が持つわけだし、海田町持分は海田町持分になるわけです。この協定から外せばいいというだけの話じゃないですか。広島市にとっても別に悪い話じゃないでしょう。広島市の所有権が侵害されるわけでもないし、広島市の所有権を認めましょうと言っているんだから。何でそれができないんですか。ちょっと納得いく説明をしてください。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）まず、何点か御質問があった中で整理させてもらいながら、御説明のほうをさせていただきたいと思います。まず、校地ではなくなる、消防署が来れば。そのとおりでございます。ですから、校地、今の現状の協定を生かしつつ、維持しつつ、新たに消防署が使えるような協定を追加で組み直すというような御説明のほうをこれまでさせていただいたところでございます。また、今、5,000というふうな言葉が出ましたので、先般行われた特別委員会では5,000から6,000とかというふうな話ではさせて

いただいたんですけど、仮に議員さんのほうから5,000と出たので、5,000で例えばお話をさせていただくと、現在、広島市が1万2,000ほど土地を有していらっしやいます。分筆すれば5,000でいいかもわかりませんが、1万2,000のうち5,000を使って、7,000が余剰となって、残地、余り。逆に言ったら広島市は使いませんよというふうな形になります。その部分を海田が使おうとしたとき、これまでの協定のように、無償の継続が困難となるのが、この継続が困難であるというふうな協定の内容で説明させていただいてあります。この7,000の部分を今後どういうふうな形にするのかを分筆した場合あれなんですけど、広島市の言い分であれば、この部分については買取りをお願いしたいというふうな形で、私どものほう聞いております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） だからね、今言ったように分けた、例えば今5,000で話をしたけど、5,000だと、この登記をちょっと今、法務局の登記を調べたけども、中学校用地4筆で3万6,200平米、ついでに言いますと、このプールのところは2万2,000平米の中の一部であって、プールとしては分筆登記されてない。広く2万2,000平米のうちの5,000平米は登記なしでプールとして使っているという状況です。だから、今言ったように、この協定書を生かして、追加協定も何も要らないんです、分筆すれば。今の消防署用地、広島市がこれからの話合いで何平米になるかは別にして、占有すればいいわけです。64パーセントに相当する持分を海田町の占有にすればいいわけですから。その残りは、この協定で共有として残るわけですから、共有財産として、この協定書がそのまま生きるわけです。そうすりゃ、いいじゃないですか。一番それが合理的ですよ。海田町にとっても一番有利ですよ。この協定書、相当に海田町に有利な内容ですよ。これをいったん破棄してやるとなったら、今言っているように、広島市は無償じゃなくて、金を払ってくれと、買ってくれと言い出しているわけでしょう。それに押されてしまいますよ。それでなくても、用地、これを一番最初に説明したときの資料、5月に説明を受けていますけれども、そのときの説明だとですよ、どう言うて説明したのか。敷地、最低限1,500平米になっているんです、資料が。最低限1,500平米、敷地ですよ、建物とは関係なく。口頭で1,500平米から2,000平米という説明を受けたんですよ、敷地が。だから、消防用地が1,500から2,000平米必要なんだと、こういう説明だったんですよ。それがここへ来てですよ、5,000平米から6,000平米、プール跡地全部出しても足りないようなことを広島市が言い出してきとるわけですよ。何でそういうことになるんですか。明確な根拠がある

んですか。私もちょっと28日欠席したから、資料は後でもらったけども、メリットとして何か周囲の景観だ、裏の南側の道路に出る必要があるとか何とかかかんとかメリットを書いているけども、5,000も6,000もメリットじゃなくて、必要な理由、なぜ、5,000も6,000も必要なのか、必要な理由、メリット言うんだったらデメリットだってあるでしょう。こんな内容で、はい、分かりました、5,000か6,000か知らないけども、提供しましょうと言えますか。しかも、登記を変えなければですよ、登記は3万6,200平米で、持分が約36パーセント、4筆ですから、それを計算すると、35.65パーセントかなんか、四捨五入すると、広島市の持分36パーセント、海田町の持分64パーセントになるんですけども、そういう持分はそのままにして、登記上、そして実際に使用するのは広島市は5,000から6,000平米占有するということになるわけですよ。登記簿ではダブルで権利が発生するじゃないですか。登記簿上は、いいですか、3万6,200平米のうちの約36パーセントが広島市持分だという権利があるわけでしょう、公的に、登記上。それと別に5,000平米と6,000平米は広島市は占有することになるわけですよ。これっておかしくないですか。その内訳は何だと聞いたら、今の1万2,000平米のうちの5,600とか6,000とかだと言うんなら、そこを明確にしなさいということを行っているんですよ。5,000とか6,000、必要なんなら、仮にですよ、それを認めるとしたら、まだ認めてないけども、仮に認めるとするなら、5,000なら5,000を広島市持分として登記すればいいじゃないですか。残りが7,000なら7,000だと。登記になるように、変更しなきゃいけないですよ、登記を。そこを曖昧なまま残したら、将来大きな、登記上と現状が大きく食い違う問題を残しますよ。どういう協定書を結ぶんか知らないけども、協定の内容も非常に難しい、分かりにくい、玉虫色の登記になりますよ。今言ったように、分筆登記をすれば共有財産じゃなくなるんだから、この協定外でしょう、早く言えば。そして、残った残地について共有財産なんだから、36対64がそのまま残った残地になるんだから、海田町でこれを管理する。使用料は無料だと。これを継続できる。これは海田町にとってベストの解決策じゃないですか。何でそれを主張しないのかと、ちょっと答弁してください。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）まず、課長が最初に整理をさせていただいたと思うんですが、広島市として、まず中学校用地については分割というか、売りたいというのが大前提でございます。そこで、我々が、もちろん議員と同じように、我々も分割する可能性について一度提案はさせてもらっています。はっきりとその用地の区分を明らかにするために分割

というのは必要じゃないかという話もさせていただいております。ただ、広島市の財産管理当局との広島市消防局を通してでございますが、その中の話で、分割をするならば共有物の分割になるので現状を変更する、現状を変更することになれば広島市としては買取りを求めるといふふうに、買ってくださいということを単に言われております。であるならば、我々として一番有利な方法は、庁舎を建てた後の部分も引き続き無償で中学校用地として使いたいと。それと、この交渉が長引くことによって、広島市としても中学校プール跡地としての位置すら危ぶまれるということで、もしかしたら町外に安芸消防署の本署を移転するという選択肢も出てきますので、町としましては、一番町民の皆様様の安心・安全を守る観点からも、やはり安芸消防署は別に移転することなく、町内に置いていただきたいというふうな姿勢も示さなければならないという中で、選択として土地を分割することなく、分筆登記することなく、そのまま新たな協定書、元の協定書を生かしつつ、その上に使用協定というものを結んで、そのまま余った分は無償で使えるようにということ判断をして、町として一番有利だろうということ判断して、このような結論に達したものでございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 有利、全然有利じゃないじゃないですか。これは交渉事なんですよ。駆け引きがある。広島市は広島市が有利になるようなことを言ってきますよ。どう跳ね返すか。交渉事なんだから。弱みいうか、下手に出たら、今言うように、よそへ行ったら困るからって、下手に出たら、どんどんつけ込んできて、最初、1,500から2,000平米だいうて、最初の協議で言っとって、今になったら5,000とか6,000、膨大な面積じゃないですか。今の現在のところは910平米、現在の消防用地はね。確かに狭いですよ。だから、最初の説明のあった1,500から2,000というのは、約倍ですから、妥当なところだと思うわけですよ。5,000といたら、それだけでも今910の5.5倍ですよ。6,000平米いたら、6点何倍、7倍近い面積なんですよ。何でそんなに要るんですか。メリット、そりゃ、裏から出たら、便利かもしれないし、だけど、この消防署用地というのは、例えば庁舎解体、今移転計画している新庁舎の土地でさえ三千七百何平米、3,800平米の間、3,700幾らですよ。ここ、今現在1,800、3,800、倍ちよつとの面積になるけども、消防署用地が何で5倍も6倍もの土地が必要なんですか、910の。どっかに無駄があるというか、必要最小限度に抑えようというあれがないでしょう。どうせこれは、広島市から見たら、持分の範囲内だけん、ほれやったらいつ吹っかけてきとるんじゃないですか、5,000

とか6,000とか。いいですか、海田町はその土地が将来使う見込みがないんだったら、そりゃいいですよ。5,000平米6,000平米ね。少なくとも、5,000平米はプール跡地であって、残りは中学校が校庭として使っている部分も含めて、学校用地なんですよ。だから、5,000平米に限定するなら、5,000平米でも広過ぎる。一体、何を考えてるんだという話じゃないですか。例えば、海田町も将来何も使わないならいいですよ。だけど、今、第5次総合計画で、町立図書館、どういって書いていますか。第5次総合計画に。移転も含め、再整備を検討すると。図書館、なっているんですよ、第5次総合計画に。確かに今の図書館、駐車場を返してしまって、駐車場もろくに取れてない、あの手狭なところで図書館を建て替えたって、行くのにすごく不便です。私も前駐車場があるときには度々使っていたけども、二、三度行ったら、いつも駐車場となっているエメラルドマンション側の東側の四、五台か、何か止められるところがあるけど、いつもいっぱいですよ。だから、もう最近図書館に行っていない、不便。行かにゃいけん理由もないから。本を借りようと思って行くんだけど。そんなところですよ。だから、第5次総合計画は移転も含め、再整備を検討するとしているわけでしょう。どこに再整備、移転を検討するんですか。ここの町営プール跡地なんか、まさしく適切な場所じゃないですか。中学校の校地と図書館、これは相性いいですよ。それは消防用地と中学校との相性なんかよりよっぽどいいですよ。静かな環境の中で勉強ができる、あるいは本を読むことができる。そういう意味でも面積的にも5,000平米のうちで海田町がイニシアティブを取って、ちゃんと海田町も要るんだと。例えば、今言うように、町立図書館の用地として、建替えを、移転を検討しとると、そのときにはここへ移転するかどうか、まだ最終には決まっていなくても、最有力候補地だと。困ると。5,000平米全部持っていかれたらということだってできるわけでしょう。それを一方的に5,000から6,000いうて吹っかけられている。何か知らんけども、メリットがどうかこうとか、あなたたち、一体、どこの立場でものを言っているんですか。海田町の立場で言ってくださいよ。今回、事前通告していないから、町立図書館の建替えについてどう考えているかいうのは聞かないけども、次回の3月定例会で聞きますよ。どこに移転するんだと。ちょっと真面目にやってくださいよ、真面目に。

時間ないので、次に行きます。次の逆線引き。広島県は明確に方針を出しているわけですよ。50年後にはレッドゾーン内は宅地も含めて市街化調整区域にすると、方針を。それに向けて、20年間で逆線引きは完了しますと。だから、残り30年間で家が建ってれ

ば、その家はもうどいていただきます。方針は明確ですよ。それをまず、だから、今のレッドゾーンの中の人には言うべきじゃないですか。広島県はこういう計画を持っていますよと。だから、そういう話をきちんと正確に正しく伝えないと、その土地を持っている人は非常に不安でしょうがないわけですよ。自分の土地を。例えば、その中に今三迫なんかでもありますけども、レッドゾーン内にいうたら、60軒ぐらい家も建っているし、用地でいえばもっと多くの方が用地を持っているわけですよ。どうなるんだと。不安になるわけですよ。だから、正確な情報提供が必要なんじゃないですか。それとか参加した人の中で、呼ばれてなかった人も参加しているわけです。その人たちなんか、こういうやり方をしているのかと、なし崩し的にね、やりやすいところからやってから、知らなかった人なんか、後で自分のところがそうだったと、もう2022年からこの制度が開始しているんだと、なったときに反発受けるだろうと。それなら、最初からちゃんとそのレッドゾーン、こうなる、こういうステップでこういうふうにとると。それは県と協議してないから分かりませんじゃなくて、県と協議してる、分からない、無責任でしょう。明確にもう20年で逆線引きを終了しますという方針があるんだから。そこに向けて、細かくはないけども、大体何年ぐらいまでにどうするとか、その説明会に出た人の話の中では、令和6年度までに第1段階やって、今回の今あった数字の方、逆線引き対象については、令和7年度から固定資産税は市街化調整区域として大きく減免しますという説明したわけでしょう。だから、それを聞いた人の中には、自分はもうこの土地は所有はしたいけども、利用するつもりないから、早く逆線引きの対象でやってほしいという方も実際にいらっしゃるんです。だから、自分のところはいつなるんだろうと、私聞かれるから、そりゃ20年以内にはするでしょうけどいつになるか役場に聞いてくださいと言っているけどもね。いろんな声が出てくるわけです。じゃけ、方針を明確にしてくださいと言っているんです。これはどうなんですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいまの御指摘でございます、今回、説明会を開催させていただいたのは、まずは先行的に実施する、具体的に言いますと、レッドゾーンでしかも市街化区域の縁辺部のレッドゾーンで低未利用地について、先行的に逆線引きするというところで、まずその方々を対象に説明会を開催させていただいたんですが、ただ、参加された方以外、対象者以外の方、広く、ホームページだったり、広報であったり、そういうところで全体像が分かるような形での、参加していただくという意味で、公共施設にそ

ういった案内をさせていただいております。今回、それ以外の先行的に実施するところ以外、その方々については、まだ県のほうで具体的な取組というのは、方針は決まっていないということで、今回の逆線引きの結果であったり、それぞれの各地権者の方々の御意見、そういったことも踏まえまして、県のほうで、今後、具体的に先行以外の、今回先行して取り組む以外の方々に対しては改めて説明会を開催するというので、それは県と調整した上で、今回、答弁を書かせていただいたものでございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 今回は、だから、あるその中の一部について先行的にやる、縁辺部の未利用地区について、先行的にやると。それ以外の方については、県と相談の上、ちゃんと内容であるとかスケジュールを説明します、こういうことでよろしいんですね。

○議長（桑原） 建設部次長。

○建設部次長（門前） ですから、今回、先行的にやらせていただいたんですが、今後、今回の結果であったり、今回、それぞれ地権者の方の御意見とかその辺を踏まえた上で、県のほうで改めて具体的な取組方針を定めた上で説明会のほうは分かり次第、その辺はさせていただくということで、すぐに説明会を開催させていただくという意味ではなくて、その辺のことが分かった段階で説明をさせていただくということです。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 次、行きます。子ども医療費の件ですけども、今のこの説明だと、金が余ったと、町債を償還するほうが、率の高い町債を償還するほうが基金として積み立てても金利が安いからこっちのほうが得だと、こういう回答でしょう。財政預かっている企画からしたらそうかもしれませんよ。話が全然違うでしょう。財源はあるじゃないかというて聞いているんですよ。やりようによっては。さっき佐中議員も質問したけども、部長が、子ども支援を手広くやっていますと、その中で総合的に勘案してやりましたということだから、その枠があるわけだから、子ども支援の枠が。福祉保健部で幾らやろうとしたってできるわけじゃないじゃないですか。総枠が決まっておるんだから。年間5,000万近いものを福祉保健部が捻出できるわけじゃないじゃないですか。だから、財源があるときに、金が余ったときに、基金で積み立てたらどうなんだと、それは金利が安いからダメですと、そういう答弁でいいんですか。だから、冷たいと言っているんですよ。金利だけで子ども医療費無償化するかせんか決める、そんな馬鹿な話ないでしょう。じゃ、聞きますけども、基金積立てと今回の5億8,700万償還することによって、どれだけ金

利差が得するんですか。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） 仮に、5.8億円を定期預金に積み立てた場合は、現状の利率でいくと、0.002パーセント、年額で1万1,600円、10年でも12万円にも届かない。一方、繰上償還を実施することにより、約2,500万円の利子の削減効果があったところでございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） そういう利子負担だけの問題じゃない。財源があるかないかということの問題にしているんですよ。財源があるじゃないかと言っているんですよ。そんなこと言い出したら、事業をどんどんどんどんカットしていかなきゃいけないじゃないですか。金がかかるのが駄目なんだったら。金が有利、不利だけで判断するんだったら。違うでしょう。世の中の流れというのがあるわけでしょう。だから、佐中議員も言ったように、多くの市町が子ども無償化している、財政力のそんな豊かでもない中山間地域の町がですよ、18歳まで無料化しているじゃないですか。彼らは若年世代、子育て世代が町外に流出するのを食い止めるために一生懸命なんですよ。だから、子ども医療費を無償化して、少しでも町に残っていただきたい、切なる気持ちでやっているはずなんですよ。海田町よりもよっぽど財政力がないところ。海田町は県内でも有数の財政力がある町じゃないですか。この前も総務建設で説明があったけども、県内の9町の中で財政力が、いろんな項目、8項目ぐらいあるけども、その8項目、いずれも県内の9町の中で平均以上となっているじゃないですか。そういう状況の中で、なぜやらないのか。財源の問題ではないでしょう。今言ったの、財源の有利、不利の問題で言っているだけです。そんなこと言うんだったら、今財政調整基金二十数億あるけども、これ全部町債の償還に充てたほうが一番有利じゃないですか。そうしますか。そうしないでしょう。町債と基金、どちらが有利かどうかで判断しているんですか。どうなんですか。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） まず財政調整基金については、過剰に積み立てる必要はない。一方で、やっぱり、突発的な災害対応であるとか、今後の大規模事業等に備えて一定規模の確保は必要と考えておまして、先日の総務建設委員会のほうでも基金の比率については、近隣町と比べても特段高い状況にはないところでございます。令和3年3月補正においては、余剰財源が生じたというところで、その効果的な活用というところで繰上償還を実施したところ、それによってまた後年度の公債費負担の軽減が図られますので、それ

の財源がまた活用できるものと考えているところでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）子ども医療費については、基本的には国・県がやるべき問題でもあって、海田町が、上乘せはやらんことはない、今まで段階的にやっているけども、積極的にやるつもりはないみたいな話ですけども、別に、国は最低限のものを国がやるとしているわけであって、その上乘せを市町がやるんならどうぞおやりなさいというスタンスなわけでしょう。だから、市町の判断においてですよ、これが必要な施策だと思えば、厳しい財源の中でもやっている市町が今後どんどんどんどん多くなってきますよ。だから、これは町長の決断の問題だと言っているんです。財源の問題じゃない。町長がやる気があるかないかの問題です。町長、どうなんですか、教えてください。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）この度答弁にもございましたように、令和5年度から小学校6年生までを中学3年生までに拡大をしております。その後、子育て支援策の全体の中で総合的に判断してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）今の答弁は佐中議員のときに聞きました。だからね、福祉保健部長の裁量ではどうしようもないんだから、町長、そこはちゃんと考えてくださいよと言っているんです。子ども医療費というテーマについて、事業について、上乘せを考えないとできませんよと言っている。全て町長の決断にかかっているということを言っているんです。だから、町長の答弁を求めているんです。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）議員御指摘のとおり、子どもの医療費についても当然町としての重要な課題ではございますが、町にはほかにも取り組むべき事業が多々ございます。その中で、子どもの医療費について、国が出すのは最低限のところ、あとは自治体の判断というところではございましたけれども、やはり、そういう子どもの医療費が、住むところによって異なるというのは本来の姿ではございませんし、それを自治体で競い合って上げるというのは本来の姿ではないと認識をしております。やはり、子どもの医療費は日本全国どこでも同じ年齢まで同じ条件で受けられるというのが我々の考えでございます。そちらについては、引き続き、国のほうに訴えていきたいと考えております。その中で、海田町においてはこれまで投資的経費も行いましたし、今後も予定をしております。

ます。その中で財政の健全化というのは重要な課題でございますので、そちらも併せて検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）次、循環バス。答弁の中で、今後、海田町における公共交通を考える上で、拠点と拠点を結ぶバスと、拠点に接続するデマンド型交通は必要になるものと考えておりますと、こうあるんです。だから、デマンド型交通についても検討をするという答弁なわけでしょう。拠点と拠点を接続するデマンド型交通、具体的にどういうイメージで考えるんですか。拠点、都市機能拠点のこと、都市機能拠点は海田町に中心拠点、海田市駅を中心とする中心拠点と東部地区の地区拠点、二つ地区拠点がありますよ。この地区拠点と居住区域を結ぶデマンド型交通を検討しますということを行っているんですか。もっと詳しく具体的に説明してください。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）具体的にまだ検討段階には入っておりませんが、今、町のほうで検討しております東地区の拠点、それと海田市駅、海田町の役場の新庁舎、そういったものを結ぶものをバスで行けないかと、そのほか、今度は空白になる地域についてそのデマンド交通を導入していけないか、そういったところについて新たに検討を始めたいというふうに考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）この利用見込みですけれども、今言ったように、1人頭1,200円近いコストがかかっているわけですよ。これ、タクシーだったら1,200円で乗ったら、どこまで行けますか。私、海田町の一番縁辺部にいるけども、海田市駅からうちの家まで1,400円ですよ。1,200円出せば三迫三丁目の入口辺りまで来ますよ。だから、恐らくこの今2万4,000人の利用者、タクシー全部使ったとして、1,000円かかっていませんよ、平均は、恐らく。だから、これ以下に収まりますよ、タクシーにすれば。タクシーにすれば、いいですか、1人1台いつでも好きなときにどこからどこへでも行けるんですよ。それでこの循環バスのかかっているコストより安いんですよ。だから、無駄だといって言っているんですよ。早く方針転換せよと。利用者が減ったのはコロナの影響で、今年度はコロナが収まりつつあると、2割方増えていますと。2割方増えたって、そんなもんじゃ、追いつかない金額ですよ。走っているのを見れば分かるじゃないですか。ほとんどがらがらですよ。今言ったように、大体二、三人ぐらいのもんですよ、平均したら。29人型

乗りに。空気運んどるようなもんじゃないですか。そういった両方のコスト面からも実際の利用面からも非常に無駄の多いシステムだと言っているんです。だから、早く新しい形に改めたらどうかと言っているんですよ。そこの、ちらっとだけ今デマンド型交通と言ったけども、そこへの移行、どういうステップでやろうとしているんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）どういった手順かと言いますと、今の海田町地域公共交通網形成計画、町長答弁にもありましたが、これが6年度末で計画期間を終了します。それに伴って、また新しい計画を作っていきたいと考えておりますので、そこまでにいろんな手法を、現在の交通の評価、そういったものを終えまして、新たに7年度から作ります計画ののっとして、新しい公共交通を運行できればというふうに考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）最初に言ったように、立地適正化計画では自家用車での移動が困難になる所帯の増加が懸念されることから、過度に自家用車に依存しないまちづくりを進めるとともに、効率的な公共交通サービスを実施する必要がありますと、こうなっているわけでしょう。今の現状、全然違うじゃないですか。今、町内、ほとんどちょっと出かけるとしたら、みんな車に乗っていますよ。だから、循環バス、どんどんどんどん利用者が減ってきている。乗っている人みたら、ほとんど交通難民というか、買物、通院に足がない、交通の足がない方が乗っておられます。そういう方のデータを取ったらどうですか、どういう方が利用しているか。少なくとも通勤通学の人は使ってない。公共交通と言いながらも。それ、今の循環バスじゃ無理でしょう、時間帯的にも許容的にもね。それはまた別の手段を考えるべきでしょう。同じ町民だから。終わります。

○議長（桑原）説明員入替えのため、暫時休憩をします。再開は14時20分。

~~~~~○~~~~~

午後2時08分 休憩

午後2時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。7番、兼山議員。

○7番（兼山）7番、兼山です。本日は大きく2点質問いたします。

まず1点目、一企業、一住民・公共性のない団体からの困りごと対応について。環境

省が発表した平成29年に地方公共団体が受けた低周波音に係る苦情件数は269件で、増加傾向にあります。内訳を見ますと、その他に係るものが130件で49パーセントと最も多く占めています。低周波音の影響は大きく2種類あります。その一つに不快感や圧迫感があります。人への影響、身体への影響、低周波音のメカニズムや影響などは、感じない人にとっては理解が難しく、不安や誤解を招くとともに問題解決の妨げにもなります。苦情の中には低周波音以外が原因であるものも含まれていますので、純粹に低周波音による苦情件数を正確に把握することは難しい状況であります。1,724の市町村、町は743のうち、年間269件の苦情があります。したがって、本町の住民に置き換えますと、1件あるかないかのことで困っているという計算になります。令和4年1月頃から発生した海田町内での低周波による体調被害の申告における町の窓口での対応や言動に不満を感じ、不親切だ、寄り添ってくれない、説明するのに疲れる、こんなことなら役場へ行くんじゃないかといった声が寄せられました。接遇のまずさだけでなく、持参した資料には目もくれず、心ない、侮辱とも取れる言葉を投げかけられることもあったようです。そこで、町としての方向性について、町行政の役割は住民の福祉の増進を図ることにあります。これは地方自治法第1条の2にあります。町民サービスの提供については、住民に身近な行政、これが大原則であることは言うまでもありません。また、公共サービス改革法、公共サービス基本法などの制定に伴い、公共サービスは国や自治体の業務であることが規定され、委託した場合の責任についても明らかになっています。公共サービス基本法では、質の高いサービス、社会・経済情勢の変化で多様化する国民ニーズへの対応、選択の機会の確保、必要な情報提供、苦情に対する迅速な対応と解決、この5項目を基本に置いて、公共サービスに関する国民の権利が尊重され国民が健全な生活環境で日常生活や社会生活を営むことができるようにというような基本理念を掲げています。そして、第10条では、公共サービスを受ける側の立場に立ったサービスの実施と配慮について述べられています。今や、町民ニーズに応えるには、質の高い町民サービスを追求し、その実現に向けて全役場的課題として取り組まなければなりません。しかし、これを追求すれば、当然、人・時間が必要となることは理解できますが、質の高い窓口サービスの在り方を考えることであれば、町職員の適材適所に合った人材配置が必要ではないかと考えます。政策的に重要な視点であるため、町の見解を問います。また、本件において町民サービスの基本でもある窓口サービスにおいて、町がどのように課題化し、今後の取組に臨もうとしているのか見解を問います。職員の接遇、窓口サ

ービスの在り方については、接遇や専門的な資質に関する課題をめぐって、住民から苦情が出ました。もっとも、全ての職員というわけではないんですが、大いに努力を払っている職員の方もいらっしゃいますので、誤解のないように申しておきます。現状として、住民から切実たる相談が寄せられたとき、果たして窓口において、十分かつ誠実な聞き取り及び適切なアドバイスが行われているのでしょうか。あるいは、町民ニーズに応えられない、あるいは応えられなかった場合、どのように対処するのか。

大きく2点目です。非常時訓練について。最近の例で言いますと、10月13日、JR山陽本線、呉線、朝の通勤ラッシュの時間帯で、7時15分ぐらいからおおむね1時間以上の運転見合せが起きました。当然、通勤に向かう町職員はもちろんのことですが、電車を使わない職員もその少人数の中で勤務を開始するため、少なからずとも行政サービスや運営に人手不足となり、一時的にも影響した状況ではあります。遮断機が下りているのに渡っている人がいたという状況を聞き、貨物列車も緊急停止したようでありました。そのため、海田市駅周辺はほぼ開かずの踏切であり、海田、そして船越では大渋滞が続きました。災害はいついかなるときに襲ってくるか分かりません。防災計画どおりに事が運ばない例もあり得ます。したがって、朝の通勤通学時などで、JRのダイヤが大幅に乱れるような情報など入った場合、不測に起こった災害だと想定して、臨機応変に対応できる町として関係部署内でも非常時訓練をしてはどうでしょうか。具体的には以下のような情報発信での取組を行ってはどうでしょうか。まず一つは、町内放送で情報を発信して、町内渋滞の緩和に努めてはどうでしょうか。そして二つ目、町公式ラインでリアルタイムの情報発信に努めると同時に、大災害に備えて、登録者の増加につなげてはどうでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）兼山議員の質問に答弁いたします。

まず、一企業、一住民・公共性のない団体からの困りごと対応についての質問でございますが、1点目については、各種研修を行い、職員の質を高め、個人個人の能力を見極めた上で、担当部署の職務内容、町全体の人事状況等を総合的に考慮して、引き続き、適切な人事配置に努めてまいります。2点目については、町として真摯に対応してきたところではございますが、低周波に関する認識不足により、当初の対応に擦れ違いがあったことについて問題があったと考えております。この点について反省し、今後、職員研修等により職員の窓口サービスの向上に努めてまいります。3点目については、町が

実施すべき公共サービスに関する御意見、苦情等につきましては、十分に聞き取りを行った上で、町が対応できない場合には、町が対応できない理由を丁寧に説明し、事案に応じた適切な対応を措置するよう職員に指導しております。引き続き、職員研修等により、職員の窓口サービスの向上に努めてまいります。

続きまして、非常時訓練についての質問でございますが、1点目については、町といたしましても、町民にとって重要な情報について機を逃さず情報発信していくことは重要であると認識しております。しかしながら、防災行政無線で放送を行うためには、正確な遅延情報を町が随時取得する必要があると、現状においては町が放送を行うのは困難と考えております。なお、JRをはじめとする交通事業者やガス・電力供給事業者等から住民への情報発信要請があった場合には、町で必要性を判断し、放送を行ってまいります。2点目については、JRなどの関係機関との連携を強化し、各機関の求めに応じて町からも情報発信を行うことなど、町民のニーズに応じた効果的な情報発信の在り方について研究してまいります。また、SNSの特徴を生かした効果的な情報発信を行っていくとともに、他の自治体のSNSの活用事例等について研究し、利便性の向上を図っていくことにより、登録者の増加に努めてまいります。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）2点目のところから、非常時訓練についての大見出しのところから再質問をします。2点目の2のところですか。私が一応提案をさせてもらっているのは、大災害に備えて登録者の増加を図るための手段としてこういうことをしたらどうかということをお聞きしたいわけですが、もともとこの登録者の増加ということを努めてまいりますと書いてあるんですけど、答弁で、何人を目標にされているのでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）現状登録者数についてはおよそ3,800人でございますが、具体的な目標というのは定めておりませんが、増加に努めてまいっているところでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）以前、大雨が降ったときに、ラインが、これが止まっていたね。もう覚えていらっしゃるらないですか。だから、これも、今回、こういった少しの海田で起こったイレギュラーな対応ができるかなと思って、それで、住民さんといろんな話をした中で、こういうことがいいんじゃないかということでこの提案に至ったわけですが、具体的な目標値をつくらない限り、ただやっているという、それが3,000がいいのか悪い

のか、どのように生かされたのかという後に続くんですけど、P D C Aのところはどうも見えてこないんですけど、これからでもいいんですが、では、どのような数値でどのような数値に向かって、どのような方向性で持って行って、これ、実際どうだったかというところを、今回、まだこれから冬になりますけど、来年のまた大雨の時期に向けて、また想定外でしたと言わないようにしていく取組の一つだと考えておるんですけど、早急にこれも目標数値などを一応立てるという考えはないでしょうか。これから考えて検討していくんでしょう、どっちでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）目標の設定について検討してまいります。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）また、ひっくり返すんですけど、何のためにという話になるんですよ。だから、その部分をまず明確に、核なるものを考えて、あれしてます、これしてますというところで、何かヒットしたらオーケーみたいな感じになっていますから、ここを、核をしっかりと明示して、そして、ラインの方全員海田町民じゃないと思いますから、そういったところも含めて、どのようにこれが効果があったかということを是非研究してください。そういう意味でこれを提案したんです。もう全然お金もかかりませんし、本当にイレギュラーなことが起こっていますから、非常にいいと思います。私はそう思っています。ただ、今回、難しい、困難と考えているので、町内放送、ただJ Rとかそういったガスとか電力業者から連絡が来たときには放送しますということになっているということは、これはもう間違いないはずなんですけど、その中で、やっぱり緊急的に何かが起こったときにはできる体制はつくられるようなものでしょうか。それとも、来るまでは変わらないということなんですか。そこについても非常に大きな違いが出てきますので、いつでもこういったイレギュラーが起こったときには対応ができるような町の対応にしていきながら、今回は困難だけど、J Rのほうから連絡があった場合には連絡しますよという、そういうことなんですか、どっちでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）議員御指摘のとおりです。どのような場合におきましても、緊急時に対応できる体制は整えてまいります。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）2点目のほうはそのような気持ちを聞きましたので、是非また注視してお

きます。

そして、1点目の再質問に入ります。これ、数値的にここに質問項目には載せましたが、個別案件というふうになんかちょっと考えられがちに見えるんですが、実はそうではないんですよ、数値的に言います。海田町に置き換えると1件あるかないかという、そういった困りごとが起こった事実であるのは、個別案件ではありません。野球でいうと1打数1安打なんですね。1安打のことで対応がやっぱりできてなかったんです。そういうことで、これ、もし10件あったら10件の問題になっている、100件だと100件になるんですね。10割ですから。そういうことで、今回、これはちょっと個別案件じゃないなということで、一般質問させていただきました。そして、この問題、今日、私も朝、この方じゃない、ほかの住民さんから言われました。相談で電話をしたそうなんですけど、この方じゃないですよ、職員の方が、私は聞いたので、直接聞いたわけではないんですけど、その方から聞いたんですが、議会对応が忙しいので電話で受けられませんということと言われたそうです。私、教育関係のところに入っていましたけど、学校の先生が、親が相談に、学校に電話したときに、議会对応で忙しいからと問合せに応じないって絶対あり得ないですよ。私、教育現場しか知らないんですけど。それが今回の趣旨の一つになっているんです。あり得ないでしょう。議会对応が忙しいから住民の困りごとには対応できない。これはもうその住民の方が言って来られたので、どう思っかね兼山君、と言われたので、私は謝りました、申し訳ございませんと。これ、今、海田町の行政の全部じゃないんですけど、よく起こることの一つでないかと思っているんですね。副町長、ちょっとお聞きしたいんですけど、これ、私のほうがおかしいですかね。議会对応で忙しいから、住民が困っている相談事は対応できませんという、内容はちょっと別にして、そのように電話で言えますかね、普通。普通は私はあり得ないと思っています。何がしろんな理由を付けて、今ちょっと立て込んでおりますのでということが、社会通念上の話だと思いますけど、どうですかね。これから踏み込んでいきますけど、副町長、ここが一番大事なところなんですよ。職員研修するのもいいですけど、根本的なことですよ。そこについてお答えいただけますでしょうか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（今岡）電話があったときにそのような対応をしたというのは非常に問題があったと思っておりまして、重大な問題だと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山） たまたま今日の今日だったんですけど、でも、この答弁は職員研修をして向上に努めてまいっております、指導しておりますと。だから、どこかで先輩の議員が言っておられますけど、その場しのぎの答弁なんですかね。私、そうじゃないかなとずっと自分の中で疑っていましたが、やっぱり先輩議員に疑われるようなことを言われてもやっぱりおかしくない。全員じゃないですよ。ただ1人でもその話になると、やっぱり全員の意見になっちゃうんですね。なので、今からちょっと踏み込みます。職員研修に努めているとか、職員に指導しておりますというところですけど、研修じゃなかったらそんな話してないんですか。普段から横の連絡とか縦の連絡とかないんですかね、この町は。というふうになっちゃいますよ。先ほどの住民の方、何て言っていたのってという話を、普通だったらするはずね、上司と部下は。何か怒られてたけど、何かどうだったのというふうに、普通そういうやり取りがあるはずだと私は思っていたんですけど、どうもそのような感じ、答弁じゃないので、どうもこの7年間はそのようにどんどん担当者任せになっていっているのかなと、何かあればということを感じましたので、ちょっと踏み込んだ再質問に入ります。実はちょっとこれ、その方から預かりました1年間分の思いというか、データ、ずっと細かく取られております。多分、この方、心が強いから我慢されていると思いますけど、本当に苦しい状況、見て分かりますよ。職員の対応とかそういうことを今回個別的に攻撃するとかそういうんじゃないんですが、最初の答弁にも書いてありましたけど、最初の段階で、どうもお話を聞いたら、弁護士に言ったらいいですよというようなことから始まっているみたいですね、どうも。困って来られた方に対して、やはり、本人さんは覚えていらっしゃるかどうか分かりませんが、そこからスタートしているんじゃないでしょうか。これ、1月から昨日まで書いておられますよ。私も夜通しずっと見ましたけど、昨日の最後に持ってこられたので。最初のほうから入ります。時間がある限り、私はこれを言わないといけないんです。自分で義務だと思っていますので、自分でまとめたものも含めて再質問しますが、この方、もう了解を得ていますので、長年、海田町に居住しておられるんですが、今年から、1月から24時間通して、よく分からない振動とか不快な音に悩まされて、1月23日に町長に、近隣で工事が入ったんじゃないかと相談したそうです。そしたら、町長自ら、車を利用して確認したそうですね。そんな工事は行われてなかったですよということをいただきましたが、これ事実ですかね、うそをついちゃいけないので、聞いたとおり、私も聞き取りをしたんですけど、ただ振動とか音とか、車に乗ってって、確認できるもの

なのかな。ここに書いてあることを言ったんですが、これ事実ですか、町長。できたら  
でいいですけど、どうでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）電話を受けて、町内を探索しました。その中で工事は行っておりません  
でした。その確認を取らせてもらったということと、車にずっと乗っとるわけじゃなくて、  
やはり騒音という形、振動という形を受けましたので、やはり外へ出て、一応確認を取  
っております。私自身の感覚では、それは確認が取れたということです。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）対応をちゃんとされているということを書いているんですけど、文字足ら  
ずなところがありましたので、確認。これだと間違いのないわけです。これから話すこと  
は。そして、この御本人としても非常に騒音とか振動が苦しくて、御近所さんに相談し  
たそうです。そしたら、どうもこのバイパス工事とかで低周波でこれが原因じゃないか  
ということで、国土交通事務所に問合せしたそうです。その事務所の担当が、その時間  
帯とかをメモするよというアドバイスを受けた、それがこれなんですね。毎月、10  
冊、もう本当に分刻みで書いていることもあります。重いですよ。そして、もう一回、  
事実かどうか聞きたいですけど、2月1日に役場に連絡、ほかの議員さんに相談して、  
折り返し連絡を待つよと言われてたんですが、夕方になっても連絡がなかったので、  
もう一回、御本人さんが確認したら、ここに書いてあるんですね、他の件で忙しいから  
この件には非対応でしたと言われてたということを書いております。これは、や  
っぱり事実なんじゃないかな。先ほど、私の今日の話と含めて、事実かどうか、分かれば、  
分かりませんでもいいですし、ここに書かれたことは言うべきだと思っておりますの  
で、これ、どうでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）2月1日に、議員さん通じての御相談があったというのは事実で  
ございます。その折に、担当者と、私も含めてちょっと町外へ出ておまして、そのと  
きに、その日のうちの対応が難しかったのも事実でございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）職員さんも予定的に難しかったということをおっしゃっているんですね、  
今。町内にいなかったからということだったんですね。ちょっと今、擦り合わせようと  
しているんですけど、この方は他の件で忙しいというから、この件は対応してないとい

うふうに受け止めているんですよ。窓口の、これ、いじめも一緒だね、これ。やっぱり一緒でしょう。受ける側のことが中心になってきますので、いくら、やっていますよ、いましたよと言っても、届いてなかったら届いてないことになりますよね。そういうことで、こういうことを書かれています。せっかくなんで読みますね。その後、自治会長さんとか警察にも相談、理解が乏しい、先ほどの私の質問に書いてあるとおり、それが感じない人にとってみては分からないですから、だから、感じる人にとってみての誤解とかそういったことが起こるといこと、環境省が書いております、そのまま。そのまんま書いてあります。やっぱり、その警察の方も聞こえないから対応できないと言われてます。息苦しさと体調がすごい悪くなって、病院にも通うことになってますけど、そのぐらい、時期になったら、このマニュアルに書いていることに添えば、この時点で寄り添えるはずだと私は思う。この時点で感じておるんですけど、どうも、失礼な言い方ですが、やっつけ仕事というんですか、これ、何か対応しているということではなしに、寄り添ってないんですよ、公共サービス基本法の中に載ってる。そこ、すごく気になります。また、ちゃんとここにも書かれていますけど、2月の4日、担当者に相談に行き、音や振動の不調、現状を訴えるもお金がかかることですよ、みんな税金ですよ、そういつて言われたそうです。このマニュアルも全く見ない、とこで起こっているんです。さっきその時点でこれを見て、最低限の対応はできるはずのところを見てない、触れようとしなかったという事実がありますけど、これ、事実でしょう。事実、ずっと述べます。その後も、2月の5日もあって、8日もあって、その後も近隣住民に被害がないか問い合わせしてみたそうです、その方の、自分だけの錯覚じゃないかということで、御自身が、時間とお金も使ってされたそうです。そうすると、やっぱり出てこられるんですね。私も何人か確認したら、よく揺れるとかいう話をされてました。こうなってくると、やっぱり、自分だけじゃないいう人が出てくるんですね、2月20日。たまたま近所のところのスーパーなんかに出かけたところ、そういう感じる症状が出たということなんですけど、ここまでで、担当の課とか部とか、報・連・相というのは御存じですよ。そこはできているんでしょうか。少し長くなってます、1月から2月に入って。仕事ですから、担当者にやっつけではなしに、報・連・相、縦横の連絡というのはできているんですか。できてないからこういうことになっているんでしょうけど、どうですか。ちょっと確認、報・連・相ということできているかどうか。できているとしか言わないんでしょうけど、その都度、報告してるのかどうか、その辺確認です。どうでし

ようか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）この件に関しましては、私のほうまで報告は上がってきております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）上がってきていて、2月の21、2月23日、3月の2日、いろんなことありましたが、悪化がどんどん進んだ中で、やっぱり役場もそれらの対応をしているのは間違いないんです。特定をするといふことまでは至っているそうです。そして、私ちょっとここメモして、自分で記録したのは5月いっぱい、6月に質問しようと思ったんですけど、役場のほうもその対応していくということなので、少し動向を見ておりました。そして、本当にはっきり言って10冊全部言いたいところなんですが、この5月のところで私1回閉めていますので、自分の資料の中で。こういうことを、例えば、先ほどあったように、ここにも書いていますね。この住民の家のほうに、こんな地盤の脆弱なところにバイパスの高架を架けたのかと、住民の人がそうやって聞いてみたんですね。何でかといったら、ここは脆弱な土地だからというふうなことを言われたそうです。じゃ、何でそんなところにバイパスを架けるんかって、そういうふうに戻し問答というんですかね、したみたいですね。そうすると、それは私は一切分かりませんが、こうやって言葉を濁すらしいんですけど、やっぱり、そのときに現場で起こったやり取りなんかも、職場に帰って、それは今日どういう話でどういう話をしていたのかという話はしないんですか。私、ちょっとびっくりしておるんですけど、部下がおれば上司がおった時代ですけどね。これ、1分の1の案件いうんですか。結局、何が言いたいかといふと、解決に向かって救いを求めているんですよ。一番いいのは解決をすることに越したことはないんですけど、やっぱり難しいのは御存じなんですね。読んでいらっしゃいますから。ただ、助けを求めているんですよ、住民の方が。それを行政、窓口でいうたら海田町の職員がしっかり受け止めてあげるのが、人が輝くんじゃないですか、本来。こういう相談窓口のところに重きを置いているような行政じゃないの。海田町って本来そうだったんじゃないですか。困った人に手を差し伸べられる町だったんじゃないんですかね。解決に向けて、交える部分も必要かもしれませんが、見捨てることはあっちゃいけないと思いますよ。何で見捨てるかといふと、最後は弁護士だ、県のほうに言ってくれとかいふ話になっているみたいですね。非常に、今回、この問題を聞いて、私もなるべく個別案件にならないような言い方で言わないといけないと思って、いろいろ考

えて、今回、こういう質問にしたんですけど、でも、これ、私の時間でこの方の思いをここで会議録に載せないと変わらないと思いましたが、極力、この時間を使ってなるべく自分がしゃべるほうの時間を使って、この方が書いているとおりのことを述べさせてもらって、この方、我慢されていると思いますよ。だけど、この方、思っていられない方、言うてましたけど、私、我慢できるけど、ほかの方はこれからどんどん苦しんでいる人が増えると、自分が犠牲、2人目の犠牲になっている人は、なつてほしくないということで言うておられましたよ。ということで、これ、副町長、もう一回お尋ねするんですが、職員研修以前のところで職員のことをまず把握するべきじゃないんですかね、普段から。今、コロナで難しいですけど、前の町長だったら、食事なんかしてたそうですね、昼に。その人の思いとか自分の持っている何か資格であるとか、部長でも資格取ったとか、次長の資格取ったとかいう話を聞きますよ。本当にスキルアップする職員さんも多いんですよ。そういった言葉のやり取りとかやっていけば、この方、今回、こういうふうには、苦しみましたけど、でも、そういう窓口の対応を断ち切るためには抜本的にそういうところから変えていかないといけないんじゃないですかね。研修だけじゃないと思いますよ。普段のこの勤務時間で職員さん同士が話し合いができるような、そういう体制に変えていかないといけないんじゃないですか。ちょっとどう思いますか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（今岡）今、議員から御指摘いただいたことは、いわゆる組織風土的なことですね、海田町役場ということに根づいている組織的な風土的なもの。要は、なかなか研修とかスキルとか知識とかそういう部分ではなくて、一人ひとりの、今おっしゃられていましたけど、性格とかあるいは考え、そういうところまでをある程度理解をしながら、コミュニケーションを取りながら、そういった部分で組織の底上げをもっとやるべきだというふうに私は受け取らせていただきました。そういったことは確かに必要ではないかと私も考えております。しかしながら、現時点でどういう形でそれをやっていくかというところまで、まだ明確なものはできておりませんが、研修は研修でしっかりやっていながら、そういう組織風土を少しでも風通し良くやっていくためにどうするかというところは、もう一度職員と議論しながら考えて、それを実践していきたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）副町長の今の答弁に行く前に、今のこの件、引き続き、住民の心に寄り添

って対応していく、そういうふうな思いがあるのかどうか、ちょっと先にそこをお尋ねいたします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）もちろん、御相談を町のほうにいただいとるわけですから、どういった対応ができるか、もし対応ができない、町として対応ができない場合は真摯に県なり国なりというところを活用しながら、この方が海田町に住んで良かったと思えるようなところで寄り添ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）本当に相当心を痛めておられます。本当、命のことまで感じるぐらいです。ここでこれぐらいしか言えないですけど、ある意味、そういう気持ちがあるということは、期待を絶対されています、まだ。海田町のね、皆さん知っておられますから、ですから、しっかりとそれはまず心に寄り添って対応していく。この方、また特別らしいんですね。この方も含めて、どのような方に対しても、電話で対応することが多いかもしれませんし、窓口に来られるかもしれませんが、やはり時間をかけて、分からなかったら、ちょっとお時間をくださいとか、調べてから答えさせてくださいとか、完璧じゃないじゃないですか。多岐にわたる問題がありますから。そこから始めるべきで、そして、私が感じているのは、職員任せ担当者任せというのは、どうも違う。やはり上司が部下を思いやって、部下も上司に尊敬の念で接するべきですよ。どうも変わっている、この町は、7年間、じわじわじわじわ。行政報告見ても、イベント、イベント、イベントばかりで、そっちのほう、評価されてるんじゃないですか、逆に。窓口というのは大変な仕事なんですよ。地味ですし、私もサラリーマンの時にその窓口のお客様相談係やっていましたけど、責任者で、地味ですけど、ものすごく怒られますし。ただ、やっぱり心に寄り添って解決に向かっていったときは、どこよりもお客さんになるんですよ。ということで、これチャンスと思って、今回の件はこれは特別じゃないですから、この方に対してもどの方に対しても真摯に対応できる町にしないと、本当に住民さんはもっとお怒りになりますよ。もうすごく我慢されていますけど。そういった面含めて、職員研修というところは、研修、副町長の手腕発揮、私、期待していますけども、やはり横の連携と、係長以下でも一般職でも。私は名前は覚えられんけど、苗字は覚えますよ、やっぱり。十何年させていただいたら。髪切ったら髪切ったねという話をしますし、それはやり取りですよ。そういった一言。忙しいからじゃすみませんよ。何が忙しいんです

か。住民に背を向けて何が忙しいんですか。そういったところをもう一回洗いざらいして、極端に言ったら、このことをもう二度と言わせないようにしてほしい。まず、できることからやっていただけますでしょうか。副町長、もう一回ちょっとお答えください。最後に。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（今岡）もう一度、職員一丸となって、いろんな改善できるところ、見直しを図っていきたいと思います。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）町長も答えられますか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）住民の方々には、丁寧に寄り添った対応を進めてまいります。というふうに答弁させていただいております。それと、対応において擦れ違いがあったことに対しては深く反省をしております。そういった上で、今後も今の体制の中でしっかりと職員が一丸となって、住民さんに丁寧に対応するように努めてまいります。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）できてないから、こういう質問をしているんですよ。何を私、この時間しゃべったのか、やっぱり聞かなければよかったって後悔してます。根本的なところですよ。いい言葉で対応するんじゃなしに、この人、痛めているんですよ、心を。非常にちょっと最後、後味の悪い答弁になりまして、でも、そういうふうにしかならないんでしょうけど、心がちょっと伝わらない。でも、言いたいことは多分、私はそんたく今までしなかったけど、そんたくするべきかなと、立場上ですね、ですから、町長、副町長が率先すれば、間違いなくこの町はまた住民に寄り添う町になりますよ。本当に輝く町に、人がね、そういった町にさせていただきたいと願ひまして、一般質問を終わります。

○議長（桑原）6番、大高下議員。

○6番（大高下）6番、大高下です。本日は1項目について質問します。

高齢者のスマートフォンデビューを支援。コロナ禍での生活様式の変化によりスマートフォンでいつでもどこでも受けられる新サービスが増えております。電子申請など行政手続きでスマートフォンを持つメリットが高まる中、全国の自治体で購入補助が広がりつつあります。福山市では、高齢者スマホ購入補助事業を令和4年8月から始めています。内容としては、高齢者65歳以上がスマートフォンを購入する際に上限1万円を値

引くもので、購入店でサポートを受けながら簡単な登録をすれば補助を受けられるため、大変好評だそうです。事業目的としては、地域や行政のデジタル化を推進し、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるよう、デジタル機器に不慣れな高齢者を対象にスマートフォンの購入から利用までを一体的に支援することで、高齢者のデジタルデバイドの解消に取り組むことです。と同時に、本市が行う高齢者関係事業などのデジタル化を進め、迅速で手続きが容易な行政サービスの提供につなげることです。町としてデジタル化を推進するため、高齢者を対象に、スマートフォンの購入から利用まで一体的に支援する海田町版高齢者スマホ購入補助事業を検討してはどうでしょうか。提案いたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大高下議員の質問に答弁いたします。高齢者のスマートフォンデビュー支援についての質問でございますが、社会全体でデジタル化が急速に進む中、高齢者のスマートフォンの利用を促進し支援することは、デジタルデバイドの解消や生活の質の向上に資するものと考えております。先進地の事例を研究し、スマートフォン購入費用の一部助成等について検討をしております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）それでは再質問をいたします。今、日本全体でマイナンバーカードの普及100パーセントに向けての取組があります。マイナンバーの普及で行政手続きのデジタル化も進むと思います。日々の生活の中でのデジタル化により便利なことも増えております。こうした意味で、今回、高齢者のスマートフォンデビューの支援について質問、提案させていただきました。今現在、海田町ではスマートフォンの所持率は分かれますか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）町の高齢者のスマートフォンの保有についてのお尋ねだと思います。総務省の令和3年通信利用動向調査の年齢階層別スマートフォン保有状況の保有率を基に推計しますと、海田町の65歳以上の高齢者の方で保有者は約3,400人ぐらいだと推計しております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）スマートフォンを持っていると便利になる手続きといたら、現在、海田町では何がありますか。

○議長（桑原）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長(下野)スマートフォンの所有でメリットというところになりますが、全体の話としまして、スマートフォンを活用しました、現在、本町ではないんですが、一般の会社、事業者でQRコードでの決済が行えたりとか、あとは、スマートフォン、インターネット等も活用できますので、災害時などの防災情報の取得など、そういった面でも活用が可能であると考えております。

○議長(桑原)大高下議員。

○6番(大高下)答弁の中で、導入を検討してまいりますとありましたけど、いつ頃、目安にしておりますか。

○議長(桑原)長寿保険課長。

○長寿保険課長(岩本)時期につきましても、併せて検討してまいります。

○議長(桑原)大高下議員。

○6番(大高下)この事業は、やっぱりなるべく早いほうがいいので、できたら、検討を早めをお願いしたいと思います。先日、先進事例の福山市に連絡取ったら、すごい反響で皆さん本当に喜ばれておるという意味でも、できるだけ早い時期に実施してもらいたいと思います。

○議長(桑原)答弁よろしいですか。答弁要りますか。いいですか。

○6番(大高下)はい。

○議長(桑原)答弁できますか。総務部長。

○総務部長(丹羽)正直、今、いろんな自治体がやっているサービスでございますが、スマートフォンを持つことが目的ではなしに、それをどう活用していただくかということが重要なんだろうと思います。今、挙げられた福山市の事例、反響は大きかったと思うんですが、こういったところで、じゃ、こういったふうに活用されて、どれだけ効果があったか、そういったところも検証をされた結果を見て判断をしてまいりたいと考えております。

○議長(桑原)大高下議員。

○6番(大高下)一日も早く実施できるように検討してもらいたいと思います。終わります。

○議長(桑原)説明員入替れのため、暫時休憩します。再開は15時25分。

~~~~~○~~~~~

午後3時13分 休憩

午後 3 時 2 5 分 再開

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。4 番、小田議員。

○4 番（小田）4 番、小田です。2 項目にわたってお尋ねをさせていただきます。

まず、サーキュラーエコノミーの実現に向けての取組について。サーキュラーエコノミーは世界規模で持続可能性が問われる中、資源の循環を図り、廃棄物を出さないことを主軸とした経済モデルです。日本政府の各省庁においても様々な認識がなされております。現在、サーキュラーエコノミーの実現に向けて、エレン・マッカーサー財団により、三つの原則が提唱されております。一つ、廃棄物や汚染を生み出さない設計を行う。二つ、製品や原材料を使い続ける。三つ、自然のシステムを再生する。これまで日本では循環型社会形成推進基本法を2000年6月に公布し、3R政策を循環型社会への取組としてきました。しかし、3Rは廃棄物が出る前提の政策であることに対し、サーキュラーエコノミーはそもそも廃棄物や汚染を出さないという前提に立っています。3Rを更に発展させた政策が求められていることから、経済産業省は2020年5月に、循環経済ビジョン2020を公表し、サーキュラーエコノミーに向け、かじを取りました。こうしたことから、3Rとサーキュラーエコノミーを混同させることのない対策が求められております。そこでお尋ねいたします。1点目、本町ではサーキュラーエコノミーの認識はなされているのでしょうか。2点目、サーキュラーエコノミーの取組拡大には、エシカル消費の普及啓発が重要と考えますが、町としてのお考えはいかがでしょうか。

次に、グリーフケアについて。グリーフケアとはスピリチュアルの領域において、様々な喪失を体験し、グリーフを抱えた方々に心を寄せて寄り添い、ありのままに受け入れて、その方々が立ち直り、自立し、成長し、そして希望を持つことができるように支援することです。中でも流産・死産・新生児死のグリーフケアについては、きめ濃やかな支援が必要と考えます。そこで本町の取組について、お尋ねいたします。まず1点目、現在、本町においては、どのようなグリーフケアを行っておられるのでしょうか。2点目、今後、どのようなグリーフケア等の支援の充実・配慮を行うお考えでしょうか。以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）小田議員の質問に答弁いたします。

まず、サーキュラーエコノミーの実現に向けての取組についての質問でございますが、1点目については、サーキュラーエコノミーとは、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした直線型の経済システムにより生じた気候変動、資源の枯渇、生物多様性の喪失、プラスチック汚染など、様々な環境問題を解決するため、原材料の調達や製品・サービスの設計段階から資源の回収や再利用を前提とした廃棄物の概念が存在しない循環型経済システムであると認識しております。本町でも推進している3R、リデュース、リユース、リサイクルを更に進化させた概念であり、地球環境を守りながら経済を維持していくためには循環型の経済システムへ変えていく必要があると考えております。2点目のエシカル消費とは、地域の活性化や雇用などを含む人や社会、環境に配慮した消費行動であり、消費者がサーキュラーエコノミーを推進するためには消費者がそうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことが重要であると考えております。消費者庁や先行する自治体の効果的な普及啓発活動を調査研究し、エシカル消費の普及に努めてまいります。

続きまして、グリーンケアについての質問でございますが、1点目については、保健センターに相談があった場合は保健師が相談に応じるとともに、県の相談窓口の紹介や必要に応じて医療機関への受診を勧めることとしております。2点目については、広報誌や町ホームページにおいて、グリーンケアについて周知するとともに、引き続き、保健師による相談を行い、対象者に寄り添った支援を行ってまいります。

考え方の整理をさせていただきます。エシカル消費とは、地域の活性化や雇用なども含む人や社会、環境に配慮した消費行動であり、生産者がサーキュラーエコノミーを推進するために、消費者がこの課題に取り組む事業者を応援するという意味で回答をさせていただきます。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目のサーキュラーエコノミーの実現に向けての取組についてでございますが、本町としてもこのサーキュラーエコノミーの実現の取組については認識をされておると。その中で推進している3R、リデュース、リユース、リサイクル、これを進化させた形であるというふうに認識をされているという御答弁でございました。この循環型の経済システムへ変えていく必要があると考えておりますという御答弁でございましたけれども、この先がとても大事なのではないかなというふうに思います。考えている

んだけれども、それをどういうふうに行き、実現していくのかというところを私はお聞きしたかったのですが、それに御答弁いただけますでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）このサーキュラーエコノミーの推進をしていくためには町単独ではなく、社会全体で進めていく必要があると考えております。そのためには、議員さんが御提案されたエシカル消費の普及啓発に努めて人々の意識を変えていくということが重要であると考えておりますので、その普及啓発の方法についてまた検討して、啓発をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）この一般質問をさせていただいたのも、第5次海田町総合計画を作られたのが2021年なので、2030年まで第5次総合計画にのっかって、町ではいろいろ推進されていると思いますけれども、この中身を見ましても、3Rのことは書かれてありました。SDGsについても各項目ごとにマークを付けられて、この取組はSDGsのどれにのっかった取組なんですよということが、とてもよく分かる内容になっているかと思いません。しかし、もう環境自体が私たちが考えるよりはどんどん進んでいって、もっと先に目を向けて取り組んでいかなければいけないのではないかなというふうに考えまして、今回のこの一般質問をさせていただいたところです。通告書にもお示ししましたように、3Rもとても大事な取組だと考えております。これも並行して、サーキュラーエコノミーについても今後取り組んでいかなければならないのではないかなというふうに思い、この一般質問をしたわけですが、この答弁書を見る限りだと、この先はまだ未知の世界で、これから検討していくというふうに、私には捉えられてならないのですが、海田町として、社会全体として、これ、環境保全に取り組んでいく取組であると私も認識をしておりますけれども、じゃ、海田町で何ができるのかというところをお尋ねしております。そこについて、今一度、御答弁できますでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）第5次総合計画の中には、3Rだけしか記載がないんですが、当然ながら、環境問題、COP27ですかね、いろんところで議論をされて、どんどんどんどん進化しているところがございます。当然に我々海田町民だけではなく、世界がそれに向けて動いていかなければならないということは認識しております。ただ、大変、我々のまだまだちょっと認識が薄いところかもしれないんですが、実際にどういったことが

効果的で、こういった啓発すれば皆さんにそういったものに意識を向けていただけるかというのをまだまだ勉強不足なところがございますので、そこは5次総計には書いてないんですが、いろんな施策を打てると思うので、調査研究のほうをさせていただきながら、取り組めるものから随時取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）今、総務部長が答弁してくださいましたので、それに期待をして、今後、海田町としても環境保全や循環型社会の形成について、しっかりと考えていただいて、決してパフォーマンスで終わるようなことがあってはならないというふうに考えますので、本当に心底考えていただいて、取組を早期に進めていただきたいというふうに思います。

続いて、グリーフケアについてお尋ねをいたします。細かいところからお尋ねをさせていただければというふうに考えておりますが、年間、大体どのぐらいの方が流産、死産、また新生児死をされているのか、数的に分かりますでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）その年、その年によって違いますけれども、流産、死産合わせて大体十数名の方が経験をされておられます。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）それで、令和3年5月31日に、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長から、流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等についてという文書は御覧になっておられますでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）見ております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）それでは、この中の項目についても詳しくお尋ねをしていきたいと思っておりますけれども、この文書の中にも明確にグリーフケアについてということで述べられております。地方自治体において活用可能な事業ということで、このグリーフケアのことが書かれておりますけれども、答弁書には、読む限りでは、県の専門窓口の紹介や必要に応じて医療機関への受診を勧めることとしておりますという1点目の御答弁でございました。これを見ると、町では何もしないけど、やっている窓口を紹介しますよというふうに捉えられて仕方がないんですが、町としてはどのような支援をされているという

ふうにお考えでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）町長答弁のところにあります保健センターの保健師が相談に応じるというところで、例えば、町で使えるサービスというのも御提案させていただくということで、国の方針にのっとったサービスも必要に応じて御提案させていただきたいというふうを考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）先ほどの文書に戻りますけれども、本町ではないんですが、近隣市町で流産、死産、新生児死を経験された方のところに育児教室の御案内が行ったりというような事例があって、本当に泣きっ面に蜂というか、悲しんでいる方に追い討ちをかけるようなことがあってはならないというようなことが、この文書の中でも述べられているかと思うんですが、そういった事例は本町においてははないというふうを考えてよろしいでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）過去にはそういうことがあったかもしれませんが、今の時点におきましては、しっかりとこの国の方針に基づいて、死産届の確認や、妊婦健診を受けているかどうかというところをしっかりと確認をして、そういう通知が行かないように徹底しております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）過去にあったかもしれないということでしたけれども、是非とも最後に述べられたように、今後は絶対にこのようなことがないように取組をしっかりとさせていただきたいというふうに思います。グリーフケアについては、答弁書にもあるように、医療機関等でも専門の窓口を設けて、そうしたつらい経験をされた方への支援はされているところです。また、民間団体においてもこういったことに特化してケアをされている団体もございます。民間団体ですけれども、はちどりプロジェクトというところは御存じかもしれませんが、グリーフケアについて特化してやっているところがございまして、ここがアンケートを取ったところ、地域で取り組んでほしい支援ということで、赤ちゃん、子どもを亡くした家族の相談窓口であったり、希望者への保健師等による訪問相談をされているということでしたけれども、あとは事業グループなど、地域資源の把握、連携、協力、または当事者への情報提供体制の整備ということが挙げられておりま

した。このような経験をされた方はどこに相談すればいいのか分からないような状況がないような体制づくりもしっかりとしていただきたいと思います。このアンケートを出してくださった方の9割が情報提供を希望されて、あと3割が経験をされた方の集まりに参加をされたということで、参加者のほとんどから本当に助けになったというような回答が得られております。もっと踏み込んで言うと、母子手帳や自治体のウェブサイトに赤ちゃんを亡くした家族の相談窓口を明記してほしいというような回答もあったのですが、こういったことは考えておられないのでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）町長答弁にもありますように、今後、広報誌や町ホームページで、これまではほとんど周知はされていませんでしたので、今後しっかり周知していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）しっかりと周知をしていただいて、こうした方がひとりで悩まないで済むような支援体制に取り組んでいただきたいというふうに思います。凶らずも、今日、12月1日は命の日ということで、この2001年に厚生労働省が制定したものでございますけれども、様々な困難や、あと、危機にあってひとりで悩みを抱え、自殺を考えている人たちのために、今日から1週間、いのちの電話フリーダイヤル週間として24時間対応で無料の電話相談が行われております。飛躍をし過ぎだというふうにお考えかもしれませんが、母親にとって子どもを亡くすということはこれ以上ない悲しみであるというふうに思いますので、そうした経験をされた方が一日も早く立ち直れるような支援体制を、この海田町なら私はできると思って、今回、この提案をさせていただきましたので、是非とも前向きに、また早期に海田町として取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、最後に御答弁いただけますでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）議員言っていただいた部分、グリーフケアも含めまして、かいた版ネウボラ事業の中で総合的に対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）産後という言葉、流産、死産の方でも産後というふうなくくりの中には入るんですが、そのことに気づいておられない方もいらっしゃるんです。そういった方は私は産んでないとおっしゃる方もいらっしゃるんですけど、産後ケアの中でしっかりと

こういった方にも支援の手が届くようにきめやかな配慮をお願いしたいと思います。  
今までも保健師等を各地域において濃やかな配慮がなされていると思いますけれども、  
更に一層の、年間十数人の方がこういった経験をされているという御答弁でしたので、  
こういった方に寄り添うような相談可能支援をお願い申し上げて、再質問を終わります。

○議長（桑原）11番、久留島議員。

○11番（久留島）11番、久留島です。ヤングケアラーについてお尋ねをいたします。現在、社会問題にもなっている、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもをヤングケアラーとされております。また、ケアが必要な家族であるのに介護できる大人がいない場合、子どもがその役割を担わざるを得ません。このことについて、町内においてはどのような対策が取られているかお尋ねします。1番、町内に該当する所帯はどのぐらいあるのでしょうか。2番、該当する所帯への支援体制は適切であるかどうか。3番、ケアサービスの派遣はどのようになっているのかお尋ねします。4番、子どもが子どもでいられる町にしてはどうかお尋ねします。5番、いじめや不登校との因果関係も生じてくる可能性はないかお尋ねします。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）久留島議員の質問の5点目については教育委員会から、それ以外については私から答弁をいたします。

ヤングケアラーについての質問でございますが、1点目については、現在、海田町子育て支援ネットワーク会議に位置付ける要保護児童対策地域協議会に登録されている要保護児童の中にヤングケアラーに該当する児童を把握しております。2点目については、要保護児童対策地域協議会において関係機関が連携し、情報を共有するなど、在宅サービスの導入により、その御家庭を適切に支援しております。3点目については、家族にケアが必要な方がいる場合、要介護・要支援認定者は介護支援専門員が、障がいをお持ちの方は相談支援専門員が、本人や家族の意向をお聞きし、子どもがその役割を担うことがないよう、サービスを提供いたします。4点目については、子どもが子どもらしくいられるよう、ヤングケアラーに対する直接の支援だけでなく、周りの大人一人ひとりがヤングケアラーについて考え、気づき、手を差し伸べられる地域となるよう取り組み、更に相談体制等の充実を図ってまいります。

それでは、5点目については、教育委員会から答弁をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）久留島議員の御質問に答弁いたします。ヤングケアラーといじめ、不登校等の因果関係でございますが、いじめや不登校の要因は様々でありまして、ヤングケアラーに特化できるものではありません。ヤングケアラーの有無にかかわらず、日常的に児童生徒の特性や実態を踏まえまして、それに応じた支援を行い、保護者との連携を密にしながら組織的に取り組んでまいります。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）再質問させていただきます。1番の町内に該当する所帯はどのくらいあるのかと聞いたんですが、これは具体的には答弁していただけていないんですが、お尋ねします。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）町として、ヤングケアラーに該当する児童を把握しておりますけれども、個人が特定される可能性、おそれがありますので、人数についての答弁は控えさせていただきますと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）個人情報関係ですか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）個人が特定されますので、個人情報関係になります。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）分かりました。それでは、来年4月にはこども家庭庁が発足しますが、現在、厚労省と文科省が昨年3月17日に支援に関わる取組についてプロジェクトチームを立ち上げ、実態に関わる調査、研究を取りまとめております。5月17日に公表していますが、その具体的な支援策として、1番、実態による独自の実態調査の推進、2番、介護福祉・医療・教育などの各分野の専門職の研修の実施と支援マニュアルの策定、3番、SNSなどを活用した相談体制の整備、4番目、幼い兄弟のケアを担う子どもがいる家庭への家事や子育ての支援制度を掲げておりますが、町はこの厚労省と文科省が立ち上げたプロジェクトチームが公表した報告内容を把握しておられるかどうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）申し訳ございません、そんなに詳細はちょっと認識していませんけれども、結果を見たことはございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）海田町におきましては、こういう支援策のうち、どこまでできているのかお尋ねします。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）対象となられるヤングケアラーと思われるお子さんの情報が入りましたら、海田町の子育て支援ネットワーク会議の中の要保護児童対策地域協議会の中で関係機関が連携し、情報を共有した上で、その家庭にサービスを提供しております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）その場合、支援策の内容を基に順次取り組んでいくことが必要と思いますが、どうですか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）その家庭につきましては、関係機関が定期的な会議を実施するなどし、更に情報を共有して支援を進めてまいります。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）ヤングケアラーの言葉、存在、社会問題を知ってもらうことが解決の早道ではありますが、そこで教員や子どもに関わる人たちの研修の際に、ヤングケアラーの存在を知ってもらうための啓発が必要だと思いますが、どのように考えておられますか。お尋ねします。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）先ほど申し上げました海田町子育て支援ネットワーク会議の中で、関係機関のほうには資料を提出しまして、研修のほうは実施しております。ただ、町民の方にまだ広くヤングケアラーというものを周知したことはありませんので、今後、虐待の中で、ヤングケアラーも虐待に該当するという点も含めまして、ホームページや広報等で周知してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）併せて、教職員への周知というところでございますが、ヤングケアラーという言葉が出始めてもう6年近くになるかと思えます。出始めの頃はやはり職員の周知というところでは非常に薄かった部分はございますけれども、毎年、もう5年になりますけれども、年度当初にヤングケアラーについて新聞の記事を使ったり、データの収集した結果、厚労省等が出しているものを使ったりして、職員には必ず見取りの中で、

家庭訪問等も含めてですけれども、見取りの中で、そういう可能性がある子については、学校で周知した上で、町長部局の福祉保健部局と連携していくようにということを管理職研修等も含めて行っておりますので、現状では教職員の中で言葉を知らないということとはございません。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）このヤングケアラーについて潜在化しているケースが多いんですが、彼らは福祉や医療、教育現場でサポートする人々の目に触れない存在を知られることが第一に必要になります。その見えないヤングケアラー、見えないが支援の必要のあるヤングケアラーをどのように見つけていくか課題となりますが、この課題に対する町の考え方をお尋ねします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）家庭の中に子どもさんがヤングケアラーとして介護したり、買物したり、いろんな親の支援をしないとやっていけないというところで、見えないところというところをどう町として発見していくのか、これは関係機関の連携だというふうに考えております。各学校、それから介護事業所、障がいの事業所、各サービス機関にしっかりと情報を、国のほうからも言っておりますし、そこを連携することをしっかりと行いながら、子育て支援ネットワーク会議の中には教育委員会も入っております、社会福祉課、障がいのほう、それから母子保健の担当課も入っておりますので、しっかりと情報を集約できるように町として対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）家族の介護をしておる、相談する人もいない、孤独感を感じている未成年者が悩んでいることを、相談できる相手がいることや、そのような場所を確保しておくことが重要だと思いますが、そのような対策は町はどのようにしておられますか。お尋ねします。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）先ほども福祉保健部長のほうで話をしたと思いますが、やはり発見される例として、学校の関係の職員が見取りの中で把握をしていくということが多いです。やはり、生活ノートの一部であったり、それから見た目がネグレクトに見えて、環境として子どもが生活する状況にない、食事を取ってないであるとか、衣服の汚れであったり、遅刻が常習化したり、そんなことの中でやはり見取りをしていくと、保護者

の方にそういう障がいがあったり、条件的に厳しかったりということが見えてくることが多いです。学校の中でやはり意識をして見ていく、家庭訪問等で状況に変化はないかということを経続的に聞きながら見ていくということが一番の発見の近道になってくるといのが今の現状でございます。併せて、当然、それにつきましては、先ほどもありました子育て支援ネットワーク会議の中で、情報として必ず上げますので、それを年に7回ぐらい、多分、会議があると思うんですけども、その中で進行管理表を使って、健康とか支援の状況を重視しながら進めているところでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）それから、いじめや不登校との因果関係をお尋ねしたときには、こればかりではないと言われたんですが、私は孤立した子どもが、やはり家庭生活が忙しかったり、家族の世話が忙しかったりしたら、やはり不登校にもなりがちだし、またこういうふうな環境にあったら、ほかの友達と比べて孤立したような形になりはしないかと思うんですが、そういうふうな原因はないと思いますか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）先ほども教育長答弁の中にありましたけども、不登校やいじめというところと、直接に1対1の関係で、ヤングケアラーがイコールであるということではなくて、その中にネグレクトだったり遅刻、学校から遠のくことによって、友達関係がなかなか継続できなかつたり、人からの見た目を気にするようになったりというところももとでいじめとか不登校につながっていくという、それから二次的なものがついてくるというのが現状でございます。1点の特化した原因ではなくて、それが複数重なった中で、そのような状況になっていくというのが今の現状でございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）分かりました。それでは、こういう子どもたちが氷山の一角にならないようにケアして、注意して、教育をしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）町全体で、教育委員会、福祉保健部も交えまして、しっかりと対応してまいります。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）よろしく申し上げます。終わります。

○議長（桑原）8番、大江議員。

○8番（大江）8番、大江です。今日は、2点について質問をさせていただきます。

1点目、国信橋北詰に信号機設置を。平成25年ユースン跡にエブリイが出店すると聞き、北詰交差点の渋滞が予想され、交差点の道路改良と信号機設置の要望を何年間か質問してきました。交差点改良事業は県施工になりましたが、信号機は警察と協議しても、県内で3台ぐらいしか設置予定がないので無理だとの答弁でした。その後、県が設計に取りかかりましたが、国信橋は特殊な橋と分かり、設計のやり直しをするということで、工事が延びました。その間に、豪雨災害や歩道拡張のための土地買収に予算を優先したため、令和3年度にやっと完成しました。しかし、現状を見ると、改良工事で歩行者や自転車の安全確保はできましたが、車の安全確保が難しくなりました。国信橋を渡り横断歩道前で車を停止し畑賀方面から来る車の確認をしようと思っても、畑賀方面の車が横断歩道上に停車していて、確認が難しい状態にあります。このような交通事情の中で、今度は明治乳業跡に中古販売会社のサコダが出店、近々開店予定ですが、更なる交通渋滞が予想されます。国信橋の渋滞緩和もあり、現在、新畝橋の詳細設計に入っていますが、完成してもこの渋滞は改善されないのではと予測しています。例えば、新畝橋方面から国信橋を渡ろうとすると、右回り車線は途中からですので、ここも渋滞となることが予想されます。今のところ、拡幅予定がないからです。新畝橋から畑賀方面への車はこのことにより流れなくなり、流れがあっても今度は国信橋方面から畑賀方面の車が渋滞し、2号線で待つ状態になります。今も、時々このような状態があります。今日もそのような状態がありました。これらのことを考えると、大きな事故が起こる前に早急に信号機の設置で流れをスムーズにする必要があります。新畝橋が開通しても、国信橋北詰には信号機が必要だと考えます。町として現状をどのように捉えていますか。考えを問います。

大きく2点目、ジオラマや顔出し看板でアピールを。西国街道のボランティアグループの活動が始まって今年は10年目となります。今やテレビ・新聞でかなり報道されてきています。先月は、新潟の高田藩、榊原家17代当主が、先祖が高田藩の家臣である方々とともに、明顕寺にあるお墓にお参りに来られました。このとき、町長も一緒にお参りをされたと聞きました。高田藩との由縁は、慶応元年高田藩が海田市に着陣して、慶応2年に退去されるまでの間、戦死した高田藩の家臣のお墓を明顕寺に建立。その後、お墓は矢賀村へ合祀されるとなっていますが、今もお墓は明顕寺に残っています。今の世にもこのような歴史が伝わり、この度の高田藩の方の墓参りが実現したことは、海田郷

土文化研究会や西国街道のボランティアの活動によるものだと思っています。海田郷土文化研究会と西国街道のボランティアを兼任されている方もいます。私たちが知らない海田の歴史が少しずつひもとかれていくことはとても素晴らしいことです。そこで、ジオラマの設置や千葉家に顔出し看板を作り、更なる海田の歴史、西国街道のアピールをしたらどうでしょうか。大きく2点です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大江議員の質問の1点目について私から、2点目については教育委員会から答弁いたします。

国信橋北詰交差点の信号機設置についての質問でございますが、御指摘のとおり、交通渋滞が頻繁に発生していることは認識しております。また、自動車がスピードを出して通るため、危険でもあることから、以前には地域から信号機設置の要望がありました。この要望を受けて、町から海田警察署に要望を出しましたが、信号機の設置については、畑賀方面側に左折レーンと直進レーンが必要であり、現況での設置は困難であるとの回答でございました。スピードを出して通る自動車に対する安全対策は、継続して、速度の取締りを実施していただいているところでございます。

それでは、2点目については教育委員会から答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）大江議員の質問に答弁いたします。ジオラマや顔出し看板でアピールをしてはどうかとの御質問でございますが、現在のところ、旧千葉家住宅の一般公開や西国街道・海田市ガイドの会によるガイドツアーなどによりまして、海田の歴史や西国街道のアピールを行い、好評を得ております。ジオラマや顔出し看板を設置することは視覚に訴え、更なるアピールにもつながると思っておりますが、持続可能な効果も含めまして、調査研究を行ってまいりたいと思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）ジオラマ、顔出し看板でアピールをから入ります。再質問ですが、持続可能な効果も含めということは何のようなことなのでしょう。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）これにつきましては、例えば、顔出し看板、ジオラマという御提案でございますが、作れば確かに集客力のほうは上がると考えておりますが、それを長

い目を見たときにどうか、費用対効果も含めて、そこら辺がどうかということでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）今、確かにそれを作ったらかなり増えるという答弁でしたけども、費用対効果とかおっしゃいましたけども、子どもたちは千葉家分かりますけども、やはり、もっと子どもたちに親しみが持てるように、ここの千葉家というのはどういう仕事をしてたのかとか、そういうのが見ただけで分かる、例えば、天下送りのアニマル的な看板を作ること、こういう仕事をこの千葉家というのがしていたんだとか、看板、顔出しというのは、ただ千葉家が昔からこういう武家の方がこういうふうな仕事をされましたではなくて、先ほど言われたように視覚に訴える、それも大人であれば、確かに想像はできますが、子どもの場合は天下送りとか宿場というんですかね、そういうものについての想像というものが、やはり難しいと思うんです。やはり、そういう顔出しをちょっとユニークに出してあげることによって、子どもが理解しやすく、そして、集客も上がるんじゃないかと考えているんですが、どうでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）顔出し看板をすればそこら辺の事情がということでございますけど、実際にどういうものをすれば、そういうことになるかということもございまして、調査研究ということはそういうことも含めて答弁させていただいたものでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）顔出し看板はいろんなところにあります。顔出しが、要するにこの天下送りの看板だけではなくて、千葉家の門に入りますと、昔、ここに籠を置いていたという大きな石があります。例えば、そこに籠のようなものを置いて、ここはお侍さんが入ってきたときに、籠を置いていた場所だとか、説明だけでなくてちょこっとそういう工夫もされるともっと集客が上がってくると思うんです。それと、ジオラマですが、ジオラマは今、東広島のほうで西国街道ということで、1キロメートル当たりでジオラマを作っていますが、そこは御覧になりましたでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）申し訳ございません。ちょっとそのことは存じておりません。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）東広島市の四日市のやはり郷土研究会のほうで、1キロの、昔の江戸時代

の、要するに西国街道をジオラマで作っております。それを庁舎のほうで掲示しておりますが、やはり、そういうふうにすると、今の千葉家で皆さん西国街道を案内したりとか説明をされていますが、また、それを例えば織田幹雄記念館のところの1階に展示しておく、そのように案内された方が再度それを認識するということにもなりますし、もっと海田町のアピールができるのではないかなと思うんですけども、一度見て考える気はありませんでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）千葉家をしっかり知ってもらいたい、また西国街道を知ってもらいたいというのは我々の願いで、常に考えております。ジオラマも考えました。顔出し看板も考えました。でも、いろんなところを見るにつけ、持続可能になってなくて、一過性になっていて、ジオラマは、特に、大きなお金をかけている割には、何かいつの間にか隅のほうに追いやられているような場面もよく見られるんです。それらも全部研究して、今後、検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。それと、先ほど、東広島市の分につきましては、恐らく公的なもので作られたのではなくて、私的研究会の中で多分作られたと、私、認識しておりますので、テレビで拝見したことはあります。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）今、教育長の言われたように、ジオラマには何十万というお金がかかります。それは業者に任したらそうなります。でも、そうではなくて、今おっしゃったように、東広島市のほうは発泡スチロールと紙で、それこそ郷土研究会の方たちが考えながら、多分、行政のほうも少しは地図的なものも協力したと思うんですが、そういう形で作られています。ですから、ジオラマを行政に任せるだけではないので、お金をかけなければ、その西国街道の海田町の郷土研究会の方と行政とが力を合わせて、手作りで作るという考えはないでしょうか。そうすると、安く上がります。いかがでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）そういう考えもあるかもしれませんが、私がここでやりますとはなかなか、研究会の方に今後そういう協力が得れるかどうか、そこらは模索したいと思ひます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）西国街道の方はボランティアで、かなり月のうちの半分以上は協力しておりますので、そこ、今、教育長言われたように、しっかり模索して、そしてこの調査研

究を行って、このジオラマと顔出しを研究してほしいと思いますが、再度お尋ねします。模索と調査研究、再度やっていただけますでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）当然、旧千葉家、また西国街道のPRについては、今後どのような方法があるか考えておきます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）これは西国街道の方、郷土研究会の方がものすごく期待して、今日の一般質問をするということで、何とかなしてほしいなという期待を込めて、私は一般質問させていただきました。どうか本当に検討していただきたいと思います。よろしく願います。

それと、国信橋の件ですが、畑賀方面側に左折レーンと直進レーンが必要で、現況での設置は困難であるとの回答、これはいつ頃海田警察署のほうに要望を出したんでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）地域の方からの要望が令和2年度と令和3年度とありましたので、両年度とも警察のほうに要望を出しており、このような回答を得たものでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）令和2年、令和3年に、このような住民の要望ってありますが、正直言いますと、今の中古車センターができるまで、あそこは空き地というんですか、ですから、そのときにこういう問題が出た場合に、ここを拡幅するという考えは浮かばなかったんでしょうか。道路の拡幅に。ここは多分県の道路になると思うんですけども、県が、歩行者の、拡張するのに橋りょうの予算を拡張費に回しました。ですから、歩道がかなりこう、今の中古車センター、サコダのほうまでに歩道がつながっていますが、そういうことが考えられたと思うんですが、例えば、県の道なんですけど、県に対してここを左折レーンとして少し道路幅を広げる考えはないかというふうに、県へ対応していませんか。このまま、ただ住民の意見で、はい、できませんで終わったんでしょうか。お聞きします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）議員おっしゃられるように、こちらの道路は県道になります。災害時期を含めて、町の要望を受けて県のほうで計画をされておりますけども、左折につい

ては計画をされていない、そういうふうに向っております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）いや、計画されていないではなくて、この令和2年と3年に要望が出て、しかも、これは将来的に新畝橋、それから今、新駅の話も出ていますが、ここは東地区の拠点のところですよ。将来のことを考えたときにこれは無理でもここにちゃんとレーンをつくって、信号を付けなきゃ危ないぞという感覚はなかったでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）今の左折レーンをつくるということになりますと、道路全体、橋の構造等にも影響しますので、今、現状の中でできる改良をしていただいた形になりますので、左折レーンは難しいと、県のほうで考えられたと伺っております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）今、国信橋は特殊な橋ということで、私が議員になったときに、ここの橋の改良、自転車が危ないということでお願いして、約10年かかってやっと歩道のほうが改善されたありさまです。ですから、やはりこれはずっと言い続けないと、本当に今のところ事故はないんですが、新畝橋開通したとき、もう渋滞がここでかなり起きると思うんですよ。それ、想像してみてください。畝橋方面から砂走方面行くのに、エブリイの前では右車線がちょっとしかありません、10メートルぐらいしか。そうすると、そこに1列ずらっと、新畝橋から来た車は渋滞します。そして、今度、こちらの畑賀のほうから来た車は車で、横断歩道を乗り越えて、止まっています。2号線の信号が変わってもなかなか、今度2号線から入る車が畑賀方面に行く車が渋滞していると渡れません。今そういう状況なんですよ、あそこ。一度行かれてみてください。そして、状況をしっかり見てください。もう今から、本当に渋滞するというのが目に見えているんですよ。今、サコダも中古車なんですけども、ここもう開店したら、エブリイはもうすごい車の量、今度あそこのまた往来も大変な量になります。先を、未来を考えた場合に、どうしてもここを今のうちしつこく県に言わないと、ああ、そうですかって引き下がったらいつまででもしてくれません。私もこの歩道橋するのに10年かかりました。だから、住民の安全を守るためにもうちょっと真剣になって、県へ、調査してもらいたいって要望できませんか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）令和2年、令和3年度、特に昨年度でございますけども、国の通学路

の緊急安全点検があって、昨年度、その項目の一つとして国信橋のところを県の担当者、それから、警察の方、P T A、学校関係者、私たちですね、建設課もそうですけども、立会いの下で、夕方の4時から5時ぐらいのところ、渋滞とか、それからスーパーの買物が多い時間帯に実際に見ております。議員おっしゃるように、すごく交通量が多く、渋滞もひどい状況の中で、その状況を県の職員の方、警察の方にも見ていただいて、昨年度も要望を出しております。今年度も、毎年のことなので、同じ内容、同じ状況にはなるんですけども、要望は引き続き道路管理者のほうへ出していくようにしておりますので、こちらもできることは主張して要望をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）信号機の設置は交通部の交通規制課、ここが管轄しているみたいです。それで、言われたように、警察ですけども、一番はこの管内の警察署長にまず本当に訴えて、というのが、信号機の設置が必要と認められる場合の措置と書いて、警察署長等は管内の道路について信号機設置の必要性を認めたときは警察本部長に上申するものとする、交通規制課長は、警察署長等から上申のあった現地の調査を行い、その結果、設置の必要性を認めたときは公安委員会に意思決定の手続きを取るものとするとなっております。ですから、これ、警察の方と言われましたけど、トップのほうを呼んで、例えばその交通規制課長とか警察署長、そのあたりにしっかり見てもらったらどうですか。そして、その必要性を訴えたらどうでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）議員おっしゃられるように、トップが全て出てくれば話は早いのかもしませんが、それぞれ担当がいますので、担当のほうからその上のほうにしっかりと伝えていただくように、その協議、協議、現場、現場で要望等をしていきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）今までの答弁を聞きましたら、交通事故が発生しない限りは考えてもらえそうにないですね。ですから、毎年要望だけで終わっています。毎年要望、毎年1年に1回の要望でなくて何回も要望していただきたいんですが、1年に1回では、あまたかという感じで流されてしまいます。もう少し切実に要望していただく考えはないでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）必要に応じて要望を進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）必要に応じてというのは、どういうことでしょうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）先ほども申しましたように、教育委員会のほうと現地のほうで警察も交えた調査のほうもやっております。そういった機会を捉えて、やはり現場を見ていただくというのが一番大事なことでございますので、そういった機会を捉えまして、町としてしっかり要望のほうはさせていただきます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）では、毎年1回ではなく、何度も何度も要望を出して、早く実現することを祈っています。以上、終わります。

○議長（桑原）本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので御参集いただきますよう、お願い申し上げます。本日は大変御苦勞様でした。

午後4時31分 延会